

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の令和元年の平均寿命（厚生労働省：令和元年簡易生命表による）は、前年を上回り、男 81.41 年（前年比 0.16 年増）、女 87.45 年（同 0.13 年増）であり、世界でも高い水準となっている。また、65 歳の平均余命は、男 19.83 年（前年比 0.13 年増）、女 24.63 年（同 0.12 年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和 46～49 年の第二次ベビーブームには毎年 200 万人を超えていたが、昭和 49 年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。令和元年の出生数は 87 万人と前年に比べて 5 万人減少し、合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率の合計）は 1.36（前年比 0.06 減）となっている。

年齢別人口（総務省統計局：人口推計月報による）をみると、令和 2 年 4 月 1 日現在で 65 歳以上人口が 3,605 万人と年々増加しており、総人口の 28.6% を占め、4 人に 1 人が 65 歳以上人口となっている。

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成 29 年推計、出生中位（死亡中位）推計）によると、65 歳以上人口は、2042 年のおおよそ 3,935 万人をピークに減少を始めるが、65 歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて 2042 年以降も上昇を続け、2065 年には 38.4% の水準に達する。すなわち 5 人に 2 人が 65 歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な延びを受けて、若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

令和元年国民生活基礎調査（厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室）によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,678 万 6 千世帯と、全世帯 5,178 万 5 千世帯の 51.7% を占めている。同様に、65 歳以上の者のいる世帯 2,558 万 4 千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は 2,438 万世帯となっており、65 歳以上の者のいる世帯の 95.3% に達している。

高齢者世帯の平均所得金額 312 万 6 千円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が 63.6%、稼働所得が 23%、財産所得が 6.5% となっており、公的年金・恩給が 6 割を占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が 100% の世帯（すなわち、所得の全てが公的年金・恩給である世帯）は 48.4% となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険（総括）

(1) 加入者数

令和元年度末の公的年金制度の加入者総数は6,762万人であり、総人口1億2,593万人の53.7%を占めている。また、制度別にみると国民年金第1号被保険者数1,453万人（対前年度末18万人減）、厚生年金被保険者数（第1～4号）は4,488万人（同60万人増）、うち第1号厚生年金被保険者数4,037万人（同57万人増）、第2～4号厚生年金被保険者数450万人（同3万人増）、国民年金第3号被保険者数820万人（同26万人減）となっている（表1、図1）。

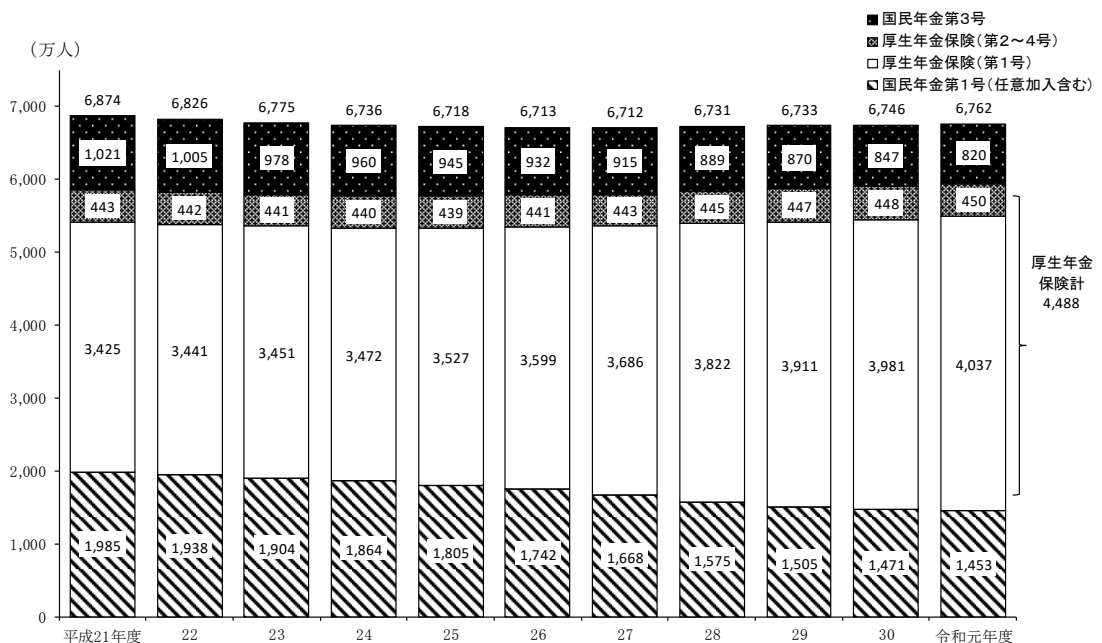
表1 公的年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	加入者総数	国民年金第1号被保険者	厚生年金被保険者 （国民年金第2号被保険者等）			国民年金第3号被保険者	総人口	加入者総数／総人口
			厚生年金保険（第1号）	厚生年金保険（第2～4号）				
平成21年度	68,738	19,851	38,677	34,248	4,429	10,209	127,445	53.9
22	68,258	19,382	38,829	34,411	4,418	10,046	127,706	53.4
23	67,747	19,044	38,924	34,515	4,410	9,778	127,567	53.1
24	67,356	18,637	39,116	34,717	4,399	9,602	127,354	52.9
25	67,175	18,054	39,667	35,273	4,394	9,454	127,136	52.8
26	67,134	17,420	40,395	35,985	4,409	9,319	126,939	52.9
27	67,119	16,679	41,289	36,864	4,425	9,151	126,991	52.9
28	67,309	15,754	42,665	38,218	4,447	8,890	126,761	53.1
29	67,335	15,052	43,581	39,112	4,469	8,701	126,502	53.2
30	67,462	14,711	44,284	39,806	4,478	8,467	126,254	53.4
令和元年度	67,616	14,533	44,879	40,374	4,505	8,203	125,930	53.7

- 注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
 2. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
 3. 厚生年金保険（第2～4号）の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員数、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。
 4. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。
 5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

図1 公的年金 被保険者数の推移（年度末現在）



(2) 受給者数

令和元年度末における公的年金の受給者数は、延人数で7,590万人であり、前年度末に比べて47万人の増加となっている。厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,950万人であり、前年度末に比べて15万人の減少となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、4,040万人となっており、前年度末に比べて26万人減少している（表2、図2）。これには、男子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が63歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。

表2 公的年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年 度	総 数	国民年金	厚生年金保険 （第1号）	厚生年金保険 （第2～4号） （共済年金を含む）	福祉年金
平成21年度	59,883 <44,135> [37,032]	27,787	28,141	3,948	8
22	61,882 <45,269> [37,962]	28,343	29,433	4,101	5
23	63,841 <46,184> [38,667]	29,122	30,479	4,237	3
24	66,216 <46,987> [39,424]	30,305	31,535	4,373	2
25	68,004 <47,419> [39,500]	31,397	32,164	4,442	1
26	69,877 <48,009> [39,906]	32,409	32,932	4,535	1
27	71,580 <48,617> [40,255]	33,229	33,703	4,646	0
28	72,623 <48,745> [40,101]	33,858	34,094	4,672	0
29	74,646 <49,591> [40,769]	34,839	35,060	4,747	0
30	75,429 <49,647> [40,667]	35,294	35,296	4,839	0
令和元年度	75,897 <49,498> [40,403]	35,645	35,432	4,819	0

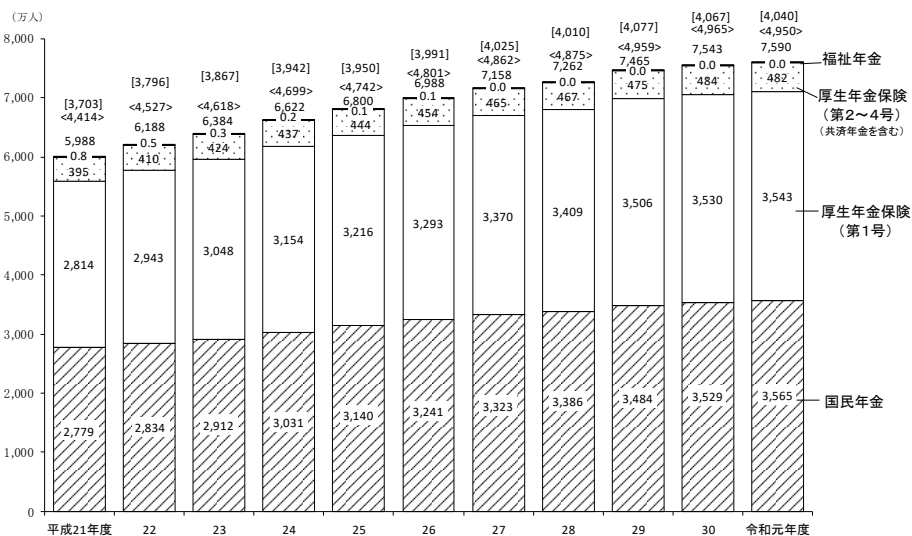
注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

図2 公的年金 受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

令和元年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が5,079万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,586万人、遺族年金が672万人、障害年金が250万人、通算遺族年金が2万人となっている（表3）。

表3 公的年金 制度別受給者数（令和元年度末）

（単位：千人）

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金・25年以上	通算老齢年金・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,432	15,390	13,972	452	5,598	20
旧法厚生年金保険	896	315	241	32	289	19
新法厚生年金保険	34,155	14,854	13,664	417	5,221	・
（再掲）基礎あり	26,196	13,740	12,100	284	72	・
旧法船員保険	20	7	1	1	11	0
旧共済組合	360	214	67	3	77	1
（再掲）基礎あり	203	140	61	1	0	・
国民年金計	35,645	32,623	935	1,994	94	・
旧法拠出制	822	444	329	40	9	・
新法基礎年金	34,823	32,179	605	1,954	85	・
（再掲）基礎のみ	8,043	6,265	113	1,635	30	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,952	5,226	112	1,590	23	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	4,819	2,781	955	51	1,031	1
合計	75,897 <49,498>	50,794 <36,914>	15,863 <3,701>	2,497 <2,211>	6,722 <6,651>	21 <21>

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
5. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
6. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
7. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
10. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
11. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
12. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

令和元年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が32万人（1.0%）増加している。一方で、厚生年金保険（第1号）が2万人（0.1%）、厚生年金保険（第2～4号）が4万人（1.4%）減少している（表4）。

表4 公的年金 老齢年金受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)			
平成21年度	40,220 <31,630>	24,812	2,060	22,751	15,400	12,893	2,507	8
22	41,413 <32,404>	25,424	1,832	23,592	15,983	13,399	2,584	5
23	42,760 <33,210>	26,273	1,615	24,658	16,484	13,831	2,653	3
24	44,494 <34,146>	27,527	1,412	26,115	16,965	14,246	2,718	2
25	45,781 <34,759>	28,690	1,227	27,463	17,090	14,347	2,743	1
26	47,124 <35,473>	29,768	1,058	28,710	17,355	14,581	2,774	1
27	48,321 <36,113>	30,646	905	29,740	17,675	14,859	2,815	0
28	49,070 <36,332>	31,324	767	30,557	17,746	14,964	2,783	0
29	49,898 <36,707>	31,898	644	31,254	18,000	15,207	2,793	0
30	50,535 <36,975>	32,304	536	31,769	18,230	15,409	2,822	0
令和元年度	50,794 <36,914>	32,623	444	32,179	18,171	15,390	2,781	0

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分は控除されていない。
2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
5. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(3) 年金額

令和元年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が43兆7千億円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が7兆円、通算老齢年金が2兆9千億円、障害年金が2兆1千億円となっている（表5）。

表5 公的年金 制度別受給者年金総額（令和元年度末）

（単位：億円）

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	254,965	172,034	24,483	3,139	55,255	54
厚生年金基金代行分除く	247,103	165,326	23,330	3,139	55,255	54
旧法厚生年金保険	9,344	5,024	907	372	2,989	51
厚生年金基金代行分除く	9,307	4,994	900	372	2,989	51
新法厚生年金保険	240,998	163,646	23,422	2,720	51,211	・
（別掲）基礎年金	178,168	96,856	78,199	2,423	691	・
厚生年金基金代行分除く	233,173	156,967	22,275	2,720	51,211	・
旧法船員保険	404	203	3	21	175	1
旧共済組合	4,219	3,161	151	25	880	1
（別掲）基礎年金	1,501	1,040	450	11	0	・
国民年金計	239,742	219,423	2,146	17,235	939	・
旧法拋出制	3,332	2,189	756	348	39	・
新法基礎年金	236,410	217,233	1,390	16,887	900	・
（再掲）基礎のみ	54,779	40,031	254	14,180	313	・
（再掲）基礎のみ共済なし	46,724	32,429	251	13,803	241	・
福祉年金	0	0	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	61,554	45,273	1,961	539	13,776	3
合 計	556,262 [548,400]	436,730 [430,022]	28,590 [27,436]	20,913 [20,913]	69,970 [69,970]	57 [57]

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
8. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
9. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
10. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
11. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
12. 厚生年金保険（第2～4号）の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
13. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

令和元年度末における公的年金受給者の年金総額は55兆6千億円であり、前年度末と比べると357億円増加している。

令和元年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が24兆円、厚生年金保険（第1号）が25兆5千億円、厚生年金保険（第2～4号）が6兆2千億円となっている（表6）。

表6 公的年金 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	総数	国民年金	厚生年金保険 （共済年金を含む）				福祉年金	総数 ／ 国民 所得 %
			厚生年金保険 （第1号）		厚生年金保険 （第2～4号）			
平成21年度	502,554 [488,159]	180,421	322,101	255,333 [240,939]	66,768	32	14.2	
22	511,332 [496,045]	185,352	325,960	258,761 [243,474]	67,199	21	14.1	
23	522,229 [506,098]	191,168	331,049	263,023 [246,892]	68,026	13	14.6	
24	532,397 [515,432]	199,912	332,477	263,902 [246,937]	68,575	8	14.8	
25	528,436 [511,155]	206,546	321,886	256,672 [239,390]	65,214	5	14.1	
26	534,031 [517,209]	213,040	320,988	255,993 [239,171]	64,994	3	14.1	
27	545,504 [530,592]	221,751	323,751	258,123 [243,211]	65,628	2	14.0	
28	548,355 [537,175]	227,156	321,198	257,008 [245,827]	64,190	1	14.0	
29	554,108 [544,933]	232,642	321,465	258,091 [248,916]	63,374	0	13.8	
30	555,904 [548,051]	236,380	319,524	256,643 [248,790]	62,881	0	13.8	
令和元年度	556,262 [548,400]	239,742	316,519	254,965 [247,103]	61,554	0	13.9	

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
3. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
5. 国民所得は、令和元年度国民経済計算年次推計（内閣府経済社会総合研究所）による。

令和元年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険（第1号）が14万6千円、国民年金が5万6千円、厚生年金保険（第2～4号）（基礎年金額を含まない）が13万6千円となっている（表7）。

表7 公的年金 受給者の平均年金月額（令和元年度末）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	146,162	61,509	102,711	83,285	22,593
厚生年金基金代行分除く	142,530	60,821	102,711	83,285	22,593
旧法厚生年金保険	132,743	31,344	97,655	86,138	22,681
厚生年金基金代行分除く	131,951	31,100	97,655	86,138	22,681
新法厚生年金保険	146,147	61,978	102,851	82,834	・
（再掲）基礎年金	54,338	47,693	48,457	1,102	・
厚生年金基金代行分除く	142,400	61,279	102,851	82,834	・
基礎あり	152,059	68,213	125,473	142,284	・
（再掲）基礎年金	58,742	53,857	71,092	80,293	・
旧法船員保険	240,970	28,671	176,215	137,315	21,817
旧共済組合	163,920	74,956	112,865	95,803	19,910
旧法	176,598	39,497	119,207	97,317	19,910
新法	157,384	76,237	108,775	95,152	・
（再掲）基礎年金	61,496	58,165	57,655	6	・
基礎あり	157,673	78,174	118,830	164,007	・
（再掲）基礎年金	62,000	61,079	69,052	83,717	・
国民年金計	56,049	19,126	72,042	83,644	・
旧法拋出制	41,062	19,119	73,152	37,509	・
新法基礎年金	56,256	19,130	72,020	88,348	・
（再掲）基礎のみ	53,244	18,728	72,280	87,370	・
（再掲）基礎のみ共済なし	51,709	18,707	72,321	86,334	・
福祉年金	33,308	・	・	・	・
厚生年金保険（第2～4号） （共済年金を含む）	135,672	17,104	88,386	111,363	24,288
（再掲）公務上を除く	135,672	17,104	86,500	113,359	24,288

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）に係る平均年金月額には併給している基礎年金額（同一の年金種別）を含む。
3. 「（再掲）基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
4. 「基礎あり」は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の平均年金月額である。
5. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
6. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の平均年金月額である。
8. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
9. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
10. 厚生年金保険（第2～4号）の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。
11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拋出制に計上している。

3. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

(1) 適用状況

① 事業所数

令和元年度末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は243万6千か所で、前年度末に比べて10万か所の増加となっている。令和元年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は2千か所となっている（表8）。

表8 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移

(年度末現在、単位：千か所)

年 度	事 業 所 数					厚生年金基金非加入事業所数			厚生年金基金加入事業所数		
	総 数	(再掲) 強制適用	(再掲) 任意包括適用	(再掲) 船舶所有者数	(再掲) 短時間労働者	総 数	(再掲) 強制適用	(再掲) 任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用
平成21年度	1,754	1,660	88	4.9	・	1,635	1,549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8	・	1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7	・	1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6	・	1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5	・	1,698	1,613	85	98	96	2.5
26	1,867	1,774	89	4.4	・	1,796	1,709	87	66	65	1.7
27	1,975	1,892	78	4.4	・	1,945	1,867	77	25	24	0.9
28	2,109	2,024	81	4.4	27	2,097	2,016	81	8	8	0.0
29	2,227	2,138	85	4.4	33	2,220	2,135	85	3	3	0.0
30	2,337	2,244	89	4.3	35	2,331	2,242	89	2	2	0.0
令和元年度	2,436	2,339	92	4.2	37	2,430	2,337	92	2	2	0.0

注1. 事業所の総数には任意単独適用（令和元年度末は、448事業所）を含んでいる。

2. 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

② 被保険者数

令和元年度末の厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,037万人で、前年度末に比べて57万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,488万人、女子が1,550万人となっている。前年度末と比べると、男子が19万人増加、女子が38万人増加している。令和元年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

短時間労働者数は、47万人となっている。男女別にみると、男子は13万人、女子は34万人となっている（表9、図3）。

表9 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

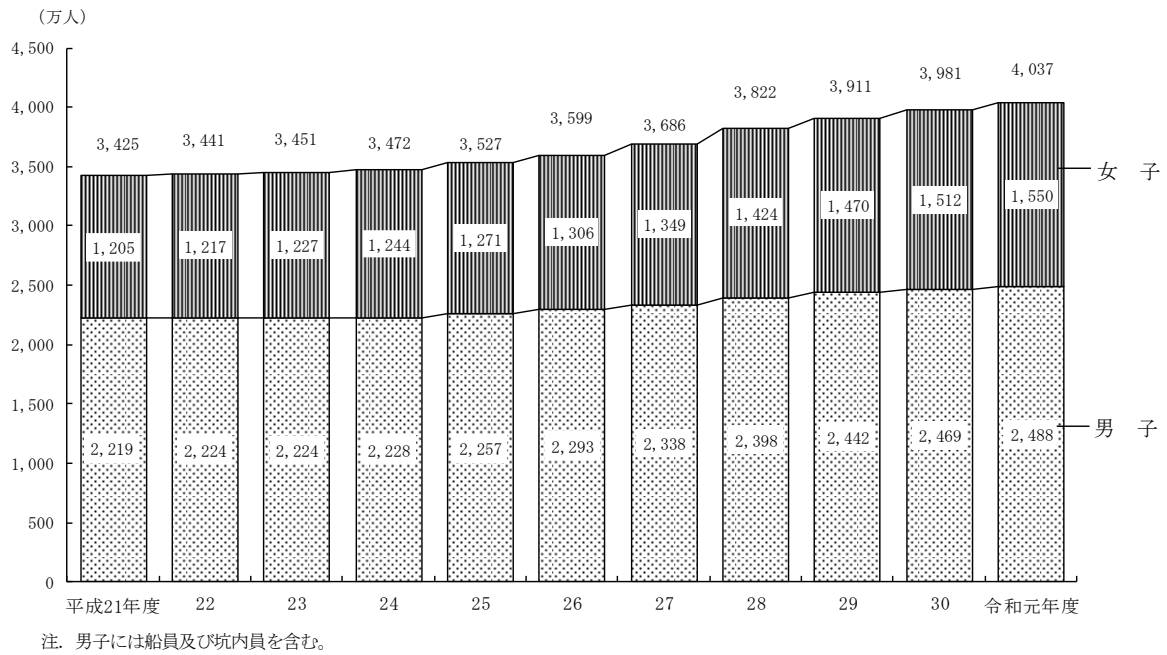
年 度	総 数	男 子				女 子	短時間 労働者	男 子	女 子	育児休業等 保険料免除者
		一般男子	坑内員	船員						
平成21年度	34,248	22,193	22,137	0.6	56	12,055	・	・	・	160
22	34,411	22,241	22,186	0.6	54	12,170	・	・	・	180
23	34,515	22,242	22,188	0.6	53	12,273	・	・	・	197
24	34,717	22,279	22,226	0.6	53	12,439	・	・	・	214
25	35,273	22,566	22,513	0.6	52	12,707	・	・	・	234
26	35,985	22,929	22,876	0.6	52	13,057	・	・	・	301
27	36,864	23,376	23,323	0.6	52	13,488	・	・	・	332
28	38,218	23,980	23,927	0.6	52	14,238	291	86	204	355
29	39,112	24,417	24,364	0.6	52	14,695	383	112	271	385
30	39,806	24,689	24,637	0.5	52	15,117	435	124	311	410
令和元年度	40,374	24,877	24,825	0.5	52	15,498	472	129	343	431

注1. 厚生年金保険（第1号）の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

3. 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

図3 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移（年度末現在）



③ 厚生年金基金加入状況

令和元年度末の厚生年金保険（第1号）における厚生年金基金の加入者数は15万人で前年度末に比べて8千人減少している。また、厚生年金基金加入者は厚生年金保険（第1号）全被保険者数の0.4%を占めている（表10）。

表10 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

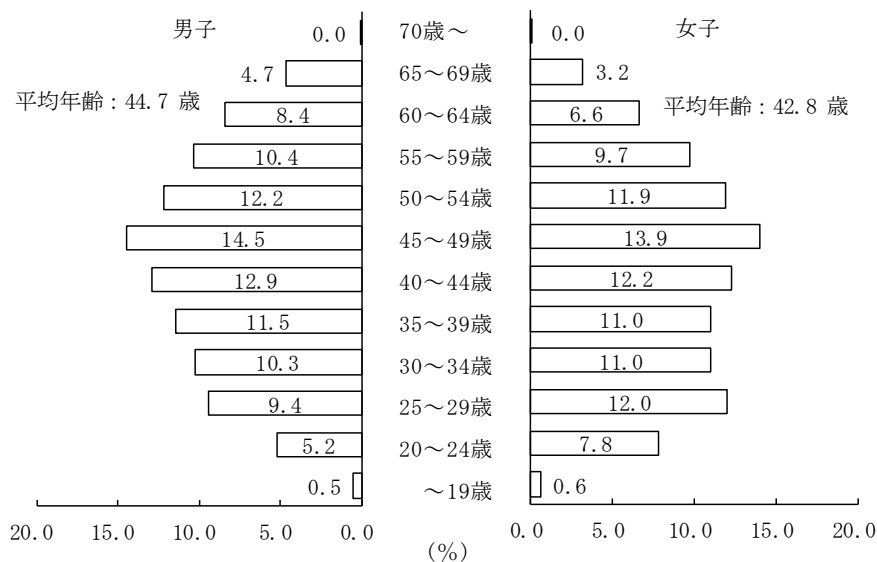
年 度	厚生年金基金非加入			厚生年金基金加入			厚生年金基金加入割合(%)
	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	総 数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	
平成21年度	29,718	18,959	10,703	4,529	3,178	1,351	13.2
22	29,977	19,087	10,835	4,434	3,099	1,335	12.9
23	30,205	19,184	10,967	4,310	3,004	1,306	12.5
24	30,549	19,338	11,158	4,168	2,888	1,280	12.0
25	31,298	19,772	11,473	3,975	2,741	1,234	11.3
26	32,974	20,824	12,098	3,011	2,052	959	8.4
27	35,584	22,499	13,032	1,280	824	456	3.5
28	37,762	23,630	14,079	456	297	159	1.2
29	38,844	24,201	14,590	268	163	105	0.7
30	39,645	24,539	15,053	162	98	64	0.4
令和元年度	40,221	24,732	15,437	154	93	61	0.4

④ 年齢構成

令和元年度末の厚生年金保険（第1号）の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男女ともに40代の割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、令和元年度末で、男子は44.7歳、女子は42.8歳となっている（図4）。

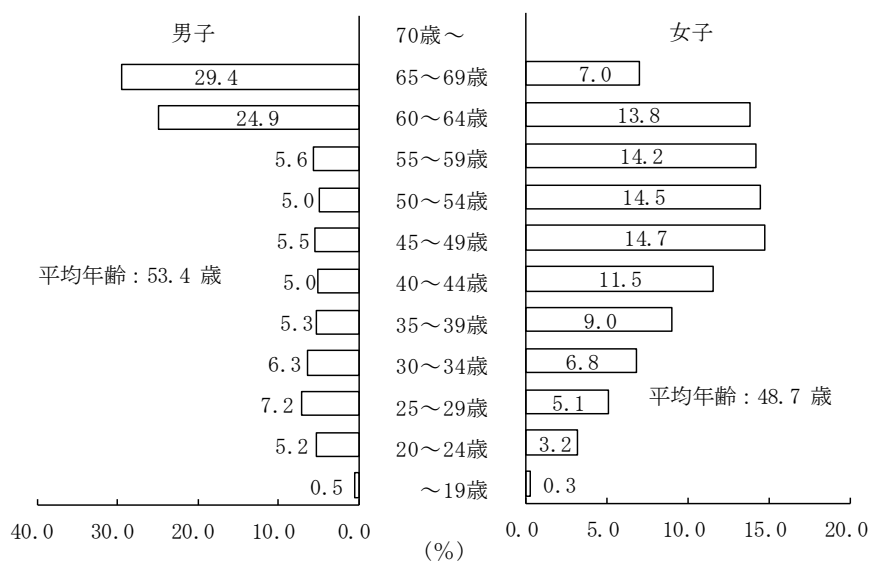
図4 厚生年金保険（第1号） 被保険者の年齢構成（令和元年度末）



注：男子には船員及び坑内員を含む。

令和元年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は45～49歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は53.4歳、女子は48.7歳となっている（図5）。

図5 厚生年金保険（第1号） 短時間労働者の年齢構成（令和元年度末）



注：男子には坑内員を含む。

⑤ 標準報酬月額及び標準賞与額

令和元年度末の標準報酬月額の平均は31万5千円（男子35万7千円、女子24万7千円）であり、前年度末に比べて0.7%増加している。令和元年度の年度平均についても、31万3千円（男子35万5千円、女子24万5千円）と、前年度に比べて0.7%増加している（表11）。

表11 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成27年度	308,938	350,114	237,574	.	.	.	308,007	349,144	236,552	.	.	.
	28	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
	29	309,994	351,960	240,264	139,312	152,136	134,033	308,352	350,144	238,693	135,560	148,698	130,026
	30	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
伸び率 (%)	平成27年度	0.2	0.1	0.8	.	.	.	0.4	0.3	0.9	.	.	.
	28	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	.	.	.	△ 0.0	0.1	0.4	.	.	.
	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0
	30	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8
	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
 3. 標準報酬月額の平均（年度平均）は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

標準賞与額1回当たりの平均は、令和元年度で45万1千円（男子52万7千円、女子31万7千円）であり、前年度に比べて0.3%増加している。

一人当たり標準報酬額（総報酬ベース・年額）は、令和元年度で445万円（男子510万3千円、女子339万8千円）であり、前年度に比べて0.6%増加している（表12）。

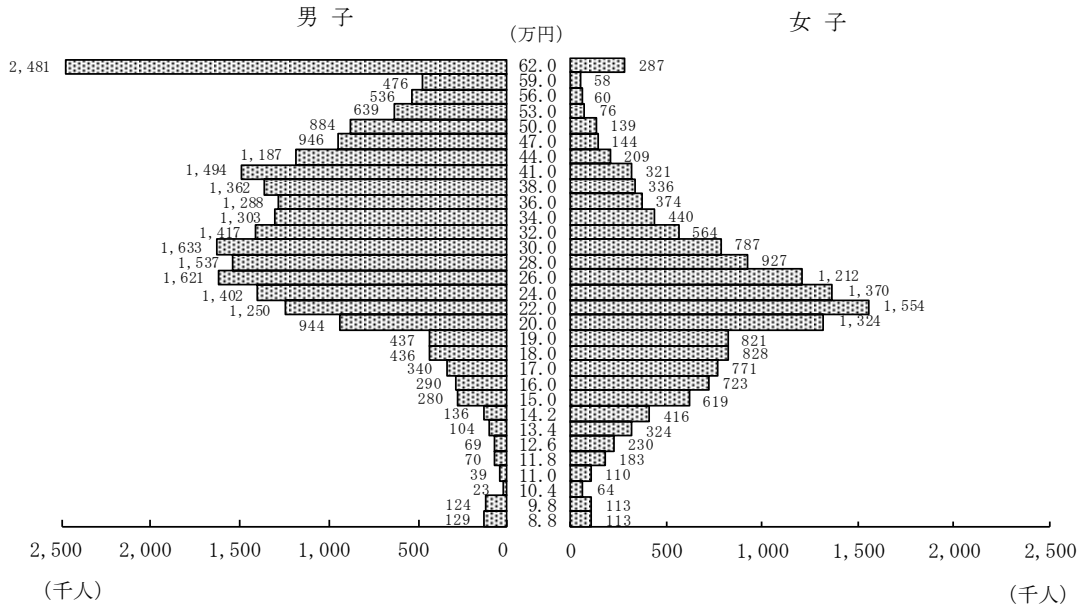
表12 厚生年金保険（第1号） 標準賞与額1回当たりの平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成27年度	440,856	513,382	303,238	.	.	.	4,381,148	5,012,923	3,283,744	.	.	.
	28	440,335	513,525	304,003	4,375,042	5,012,331	3,292,015
	29	444,626	518,814	308,687	73,474	118,340	52,172	4,386,088	5,030,103	3,312,645	1,683,967	1,884,533	1,599,484
	30	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
伸び率 (%)	平成27年度	1.2	1.4	1.1	.	.	.	0.4	0.4	0.9	.	.	.
	28	△ 0.1	0.0	0.3	.	.	.	△ 0.1	△ 0.0	0.3	.	.	.
	29	1.0	1.0	1.5	0.3	0.4	0.6
	30	1.2	1.4	1.4	3.4	△ 0.1	10.8	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1
	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
 3. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 4. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図6は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第31級（62万円）が248万人と最も多くなっている一方、女子は第15級（22万円）が155万人と最も多くなっている。

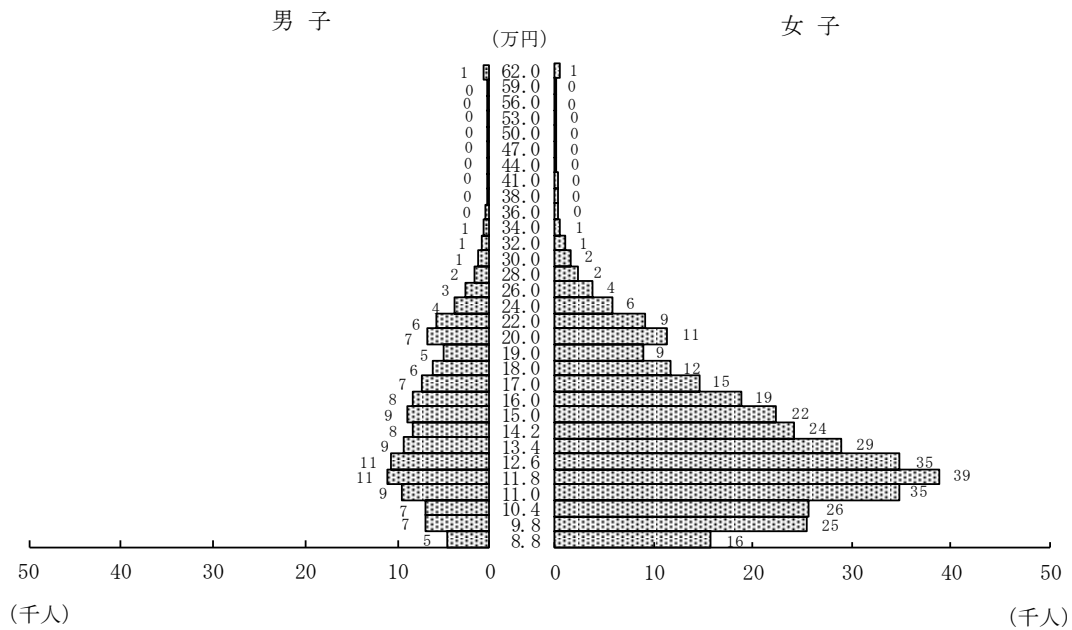
図6 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別被保険者数（令和元年度末）



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

図7は標準報酬月額別短時間労働者数の分布をみたものである。男子では第5級（11.8万円）が1万人と最も多くなっており、女子も第5級（11.8万円）が4万人と最も多くなっている。

図7 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額別短時間労働者数（令和元年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者数は3,543万人で、内訳は旧法厚生年金保険が90万人、旧法船員保険が2万人、新法厚生年金保険が3,416万人、旧共済組合が36万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,539万人（全受給者数の43.4%）、通算老齢年金が1,397万人（同39.4%）、障害年金が45万人（同1.3%）、遺族年金が560万人（同15.8%）、通算遺族年金が2万人（同0.1%）となっている。

また、令和元年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢相当が1,388万人、通老相当が1,216万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は29万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は7万人となっている（表13）。

表13 厚生年金保険（第1号） 受給者数（令和元年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険			旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	
老 齢 年 金	15,390	43.4	315	0.9	7	0.0	14,854 (13,740)	41.9	214 (140)	0.6	
通算老齢年金・25年未満	13,972	39.4	241	0.7	1	0.0	13,664 (12,100)	38.6	67 (61)	0.2	
障 害 年 金	452	1.3	32	0.1	1	0.0	417 (284)	1.2	3 (1)	0.0	
遺 族 年 金	5,598	15.8	289	0.8	11	0.0	5,221 (72)	14.7	77 (0)	0.2	
通 算 遺 族 年 金	20	0.1	19	0.1	0	0.0	・ ・ ・	・	1 ・	0.0	
合 計	35,432	100.0	896	2.5	20	0.1	34,155 (26,196)	96.4	360 (203)	1.0	

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. () 内は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

5. 割合は、厚生年金保険（第1号）の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険（第1号）の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、通算老齢年金が8万人、障害年金が1万人、遺族給付が7万人の増加、老齢年金が2万人の減少となっている（表14、図8）。

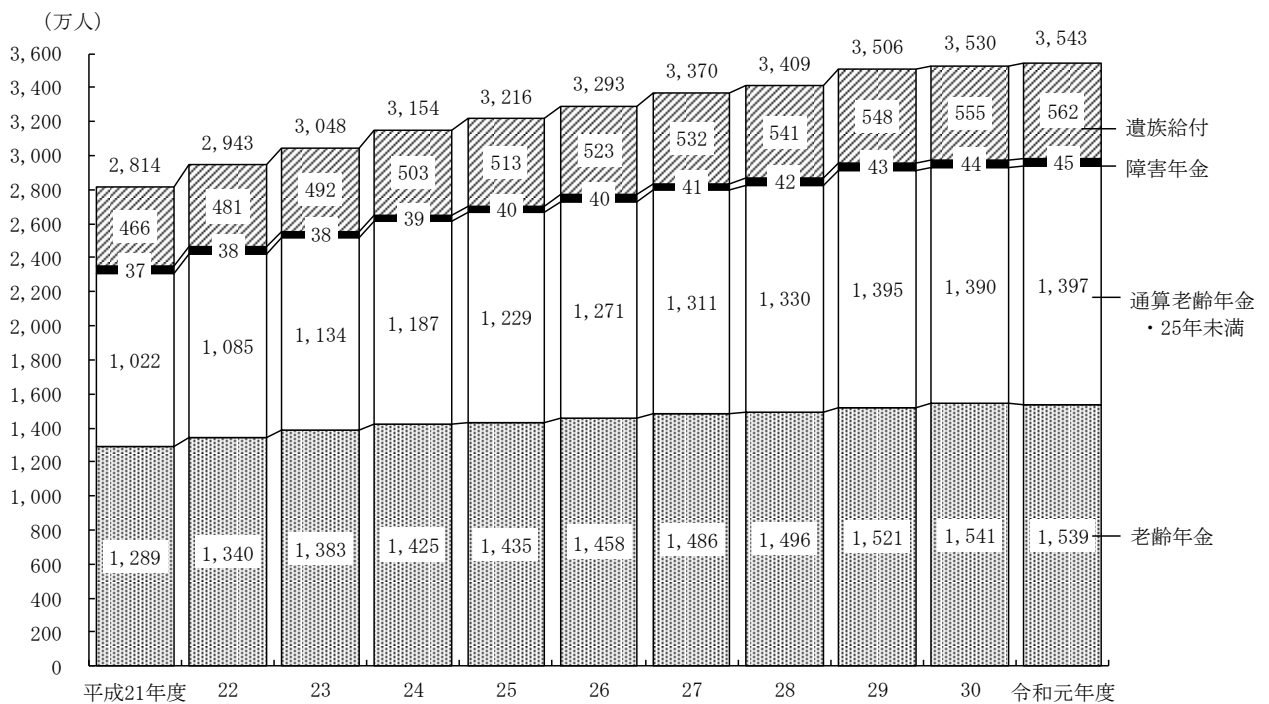
表14 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成21年度	28,141	12,893	10,219	366	4,664
22	29,433	13,399	10,849	377	4,807
23	30,479	13,831	11,339	384	4,924
24	31,535	14,246	11,869	390	5,030
25	32,164	14,347	12,286	397	5,134
26	32,932	14,581	12,715	404	5,232
27	33,703	14,859	13,110	410	5,323
28	34,094	14,964	13,302	419	5,409
29	35,060	15,207	13,948	427	5,478
30	35,296	15,409	13,896	438	5,554
令和元年度	35,432	15,390	13,972	452	5,618

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図8 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移（年度末現在）



厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が6万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が5万人、旧法船員保険の老齢年金が1千人、旧法船員保険の通算老齢年金が3百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が6万人、通老相当が13万人の増加となっている（表15）。

表15 厚生年金保険（第1号） 老齢給付受給者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金・25年未満	老齢年金	通算老齢年金・25年未満	老齢年金	通算老齢年金・25年未満	老齢相当	通老相当・25年未満	退職年金	通算退職年金・25年未満
平成21年度	12,893	10,219	1,209	978	28	5	11,245	9,136	411	100
22	13,399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13,831	11,339	982	799	23	4	12,457	10,441	371	96
24	14,246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14,347	12,286	776	633	18	3	13,223	11,561	330	89
26	14,581	12,715	683	558	16	3	13,573	12,068	309	86
27	14,859	13,110	596	483	14	2	13,960	12,543	290	82
28	14,964	13,302	516	412	12	2	14,166	12,809	270	79
29	15,207	13,948	442	350	10	2	14,504	13,521	251	75
30	15,409	13,896	374	292	8	1	14,794	13,532	232	71
令和元年度	15,390	13,972	315	241	7	1	14,854	13,664	214	67

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。
2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

② 受給権者数

令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3,735万人で、その内訳を年金種別にみると、老齢年金が1,599万人、通算老齢年金が1,475万人、障害年金が64万人、遺族給付が597万人となっている（表16）。

表16 厚生年金保険（第1号） 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合計	老齢年金	通算老齢年金・25年未満	障害年金	遺族給付
平成21年度	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	35,999	15,684	14,042	594	5,678
28	36,257	15,688	14,202	605	5,762
29	37,179	15,900	14,832	616	5,832
30	37,347	16,087	14,723	629	5,907
令和元年度	37,355	15,987	14,754	643	5,970

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

令和元年度末の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、393 万人となっており、前年度末に比べて7 万人（1.8%）の減少となっている（表17）。

表17 厚生年金保険（第1号） 在職者にかかる老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成27年度	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)
28	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)
29	389.4 (228.5)	249.1 (161.1)	140.3 (67.3)	345.7 (227.1)	221.6 (160.6)	124.1 (66.5)
30	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者

② 適用事業所に使用される70歳以上の者（平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る）

③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員（平成27年度以降に限る）

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

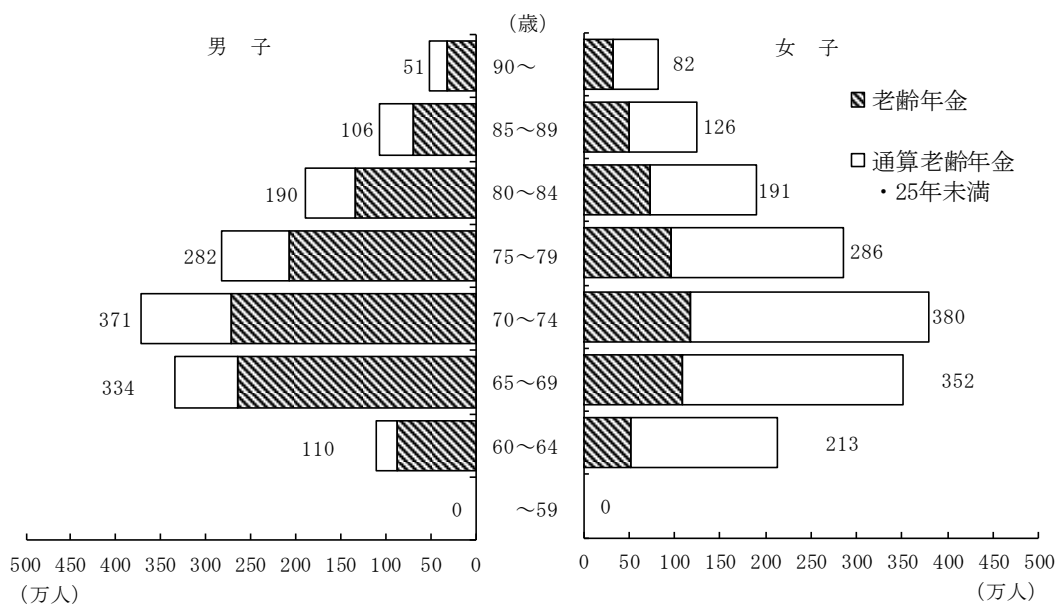
また、本表においては在職者にかかる数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. () 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図9は、令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者3,074 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に70～74 歳が最も多い（男子は371 万人、女子は380 万人）。

図9 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和元年度末）

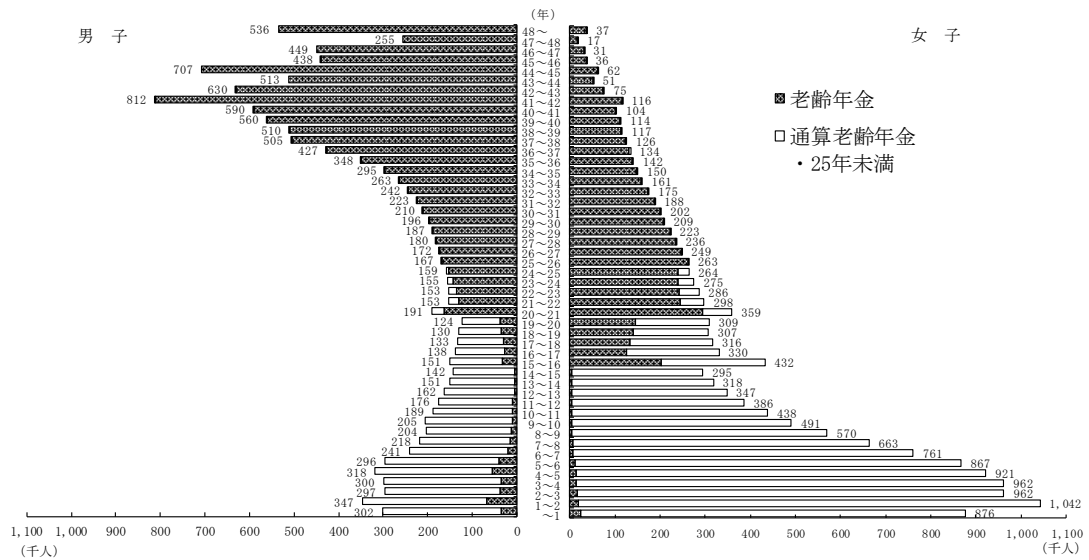


⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図10のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（81万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（104万人）になっている。

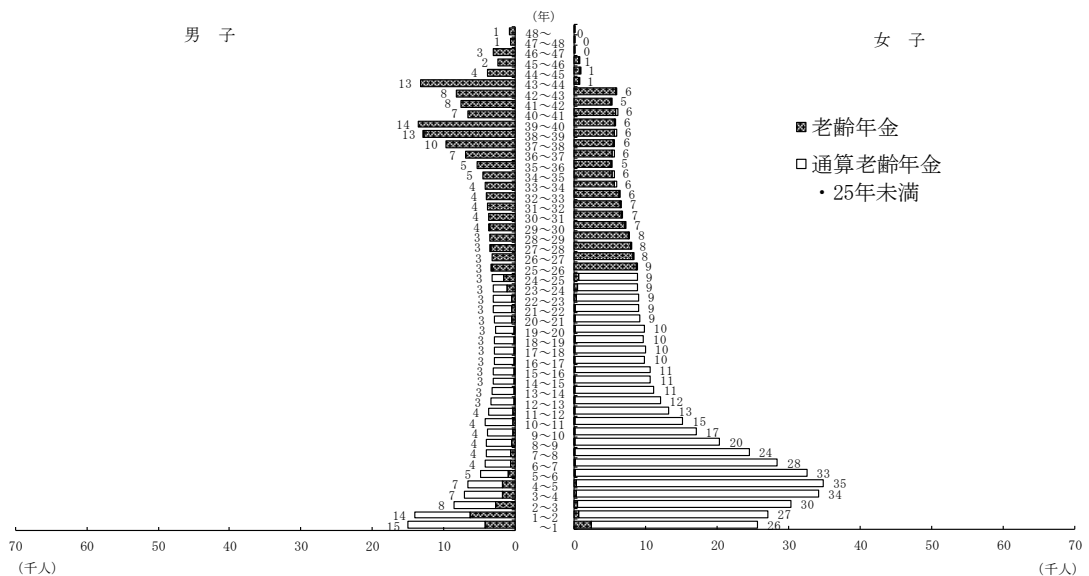
図10 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和元年度末）



1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

令和元年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図11のとおりである。

図11 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和元年度新規裁定）



1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、概ね1%程度となっている（表18）。

**表18 厚生年金保険（第1号）
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成29年度	25,296,195	59,898	0.2	25,069,286	99.1	167,011	0.7
30	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。
2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

（参考）

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成27年度	23,126,224	32,795	0.1	22,829,711	98.7	263,718	1.1
28	24,081,359	46,310	0.2	23,756,169	98.6	278,880	1.2

注. 平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。
・ 平成28年度までの本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。
・ 平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、概ね1%程度で推移している（表19）。

**表19 厚生年金保険（第1号）
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成27年度	950,336	・	・	941,186	99.0	9,150	1.0
28	1,353,086	・	・	1,339,282	99.0	13,801	1.0
29	1,789,123	・	・	1,768,519	98.8	20,600	1.2
30	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5

注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。
2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。
3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

(3) 年金額

① 年金総額

令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額は25兆4,965億円で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆2,034億円で年金総額の67.5%を占めており、通算老齢年金が2兆4,483億円（年金総額の9.6%）、障害年金が3,139億円（同1.2%）、遺族年金が5兆5,255億円（同21.7%）、通算遺族年金が54億円（同0.0%）となっている（表20）。

表20 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額（令和元年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	172,034	67.5	5,024	2.0	203	0.1	163,646	64.2	3,161	1.2
通算老齢年金・25年未満	24,483	9.6	907	0.4	3	0.0	23,422	9.2	151	0.1
障 害 年 金	3,139	1.2	372	0.1	21	0.0	2,720	1.1	25	0.0
遺 族 年 金	55,255	21.7	2,989	1.2	175	0.1	51,211	20.1	880	0.3
通 算 遺 族 年 金	54	0.0	51	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	254,965	100.0	9,344	3.7	404	0.2	240,998	94.5	4,219	1.7

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. 割合は、厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額全体に対するものである。

令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が2,210億円の減少、通算老齢年金が73億円の増加、障害年金が67億円の増加、遺族給付が392億円の増加となっている（表21、図12）。

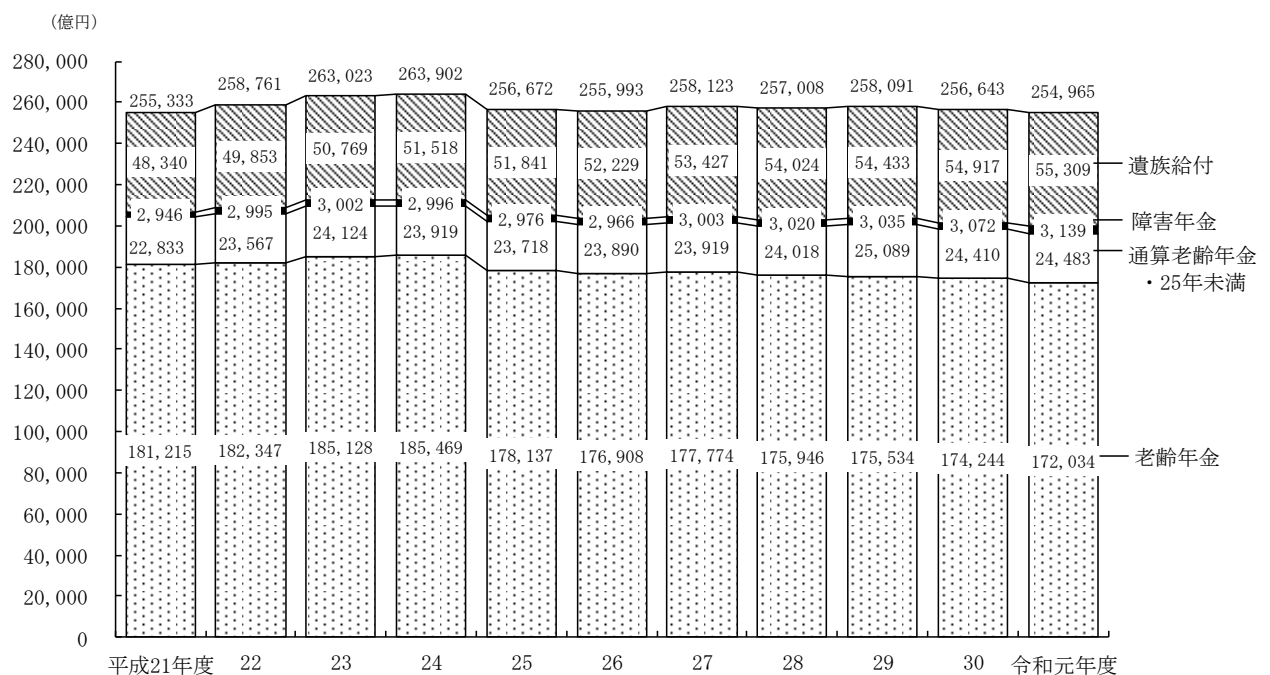
表21 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	合計		老齢年金		通算老齢年金 ・25年未満		障害年金	遺族給付
	平成21年度	255,333	(240,939)	181,215	(167,762)	22,833	(21,891)	2,946
22	258,761	(243,474)	182,347	(168,073)	23,567	(22,555)	2,995	49,853
23	263,023	(246,892)	185,128	(170,072)	24,124	(23,048)	3,002	50,769
24	263,902	(246,937)	185,469	(169,656)	23,919	(22,768)	2,996	51,518
25	256,672	(239,390)	178,137	(162,062)	23,718	(22,511)	2,976	51,841
26	255,993	(239,171)	176,908	(161,320)	23,890	(22,656)	2,966	52,229
27	258,123	(243,211)	177,774	(164,093)	23,919	(22,688)	3,003	53,427
28	257,008	(245,827)	175,946	(165,869)	24,018	(22,914)	3,020	54,024
29	258,091	(248,916)	175,534	(167,485)	25,089	(23,964)	3,035	54,433
30	256,643	(248,790)	174,244	(167,493)	24,410	(23,308)	3,072	54,917
令和元年度	254,965	(247,103)	172,034	(165,326)	24,483	(23,330)	3,139	55,309

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
4. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図12 厚生年金保険（第1号） 受給者年金総額の推移（年度末現在）



厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が1,026億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が190億円、旧法船員保険の老齢年金が40億円、旧法船員保険の通算老齢年金が1億円、新法厚生年金保険の老齢相当が797億円、旧共済組合の退職年金が347億円、通算退職年金が12億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の通老相当が276億円の増加となっている（表22）。

表22 厚生年金保険（第1号） 老齢給付の受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢相当	通老相当 ・25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成21年度	181,215 (167,762)	22,833 (21,891)	22,186 (21,859)	3,869 (3,807)	796	20	150,544 (137,419)	18,663 (17,784)	7,688	280
22	182,347 (168,073)	23,567 (22,555)	19,850 (19,556)	3,494 (3,436)	726	17	154,567 (140,587)	19,786 (18,831)	7,204	270
23	185,128 (170,072)	24,124 (23,048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160,188 (145,394)	20,738 (19,714)	6,706	256
24	185,469 (169,656)	23,919 (22,768)	15,487 (15,257)	2,759 (2,712)	581	13	163,189 (147,606)	20,905 (19,800)	6,212	242
25	178,137 (162,062)	23,718 (22,511)	13,434 (13,233)	2,414 (2,372)	508	11	158,499 (142,625)	21,066 (19,901)	5,696	227
26	176,908 (161,320)	23,890 (22,656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159,643 (144,217)	21,570 (20,371)	5,217	213
27	177,774 (164,093)	23,919 (22,688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162,631 (149,070)	21,882 (20,677)	4,666	202
28	175,946 (165,869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162,737 (152,736)	22,265 (21,178)	4,266	189
29	175,534 (167,485)	25,089 (23,964)	7,256 (7,205)	1,317 (1,305)	292	6	164,106 (156,108)	23,591 (22,477)	3,880	176
30	174,244 (167,493)	24,410 (23,308)	6,050 (6,013)	1,097 (1,088)	243	4	164,443 (157,728)	23,146 (22,052)	3,508	163
令和元年度	172,034 (165,326)	24,483 (23,330)	5,024 (4,994)	907 (900)	203	3	163,646 (156,967)	23,422 (22,275)	3,161	151

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。
4. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万6千円、通算老齢年金が6万2千円となっている（表23）。

表23 厚生年金保険（第1号） 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成27年度	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200
28	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694
29	147,051	153,861	72,228	59,621	102,890	84,180
30	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられたことにより、原則として定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳、令和元年度に63歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成27年度の60歳と、平成28年度から平成30年度の60歳・61歳、令和元年度の60歳・61歳・62歳で少なくなっている。なお、これらの者（平成30年度及び令和元年度の60歳を除く）には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれていることなどにより、平均年金月額が高くなっている。

また、平成30年度及び令和元年度の60歳の受給権者については、平成30年度から坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上がり、平成30年度及び令和元年度の60歳の受給権者に坑内員・船員の受給権者は含まれていない（繰上げを選択した者を除く）。そのため、平成30年度及び令和元年度の60歳の平均年金月額は、平成29年度の60歳と比較して低くなっている（表24）。

表24 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8
28	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8
29	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1
30	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928
28	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655
29	114,597	119,480	89,199	95,274	102,572	174,535
30	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成 18 年度から段階的に引き上げられ、平成 30 年度からは定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成 27 年度から平成 29 年度は 63 歳までと 64 歳以降で、平成 30 年度及び令和元年度は 64 歳までと 65 歳以降で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成 30 年度に 61 歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成 30 年度及び令和元年度の 60 歳で少なくなっている。なお、平成 30 年度及び令和元年度の 60 歳の受給権者は、繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている（表 25）。

表25 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3
28	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6
29	8.7	11.4	14.5	15.7	16.3	460.4
30	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成27年度	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180
28	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964
29	53,034	54,522	49,299	50,272	99,889	108,776
30	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

表 26 は厚生年金保険（第 1 号）の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。令和元年度末における受給権者数は 1,599 万人であり、前年度末と比べると、受給権者数は 10 万人減少している。平均年金月額額は 14 万 4 千円となっている。

表26 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額額の推移

(年度末現在)

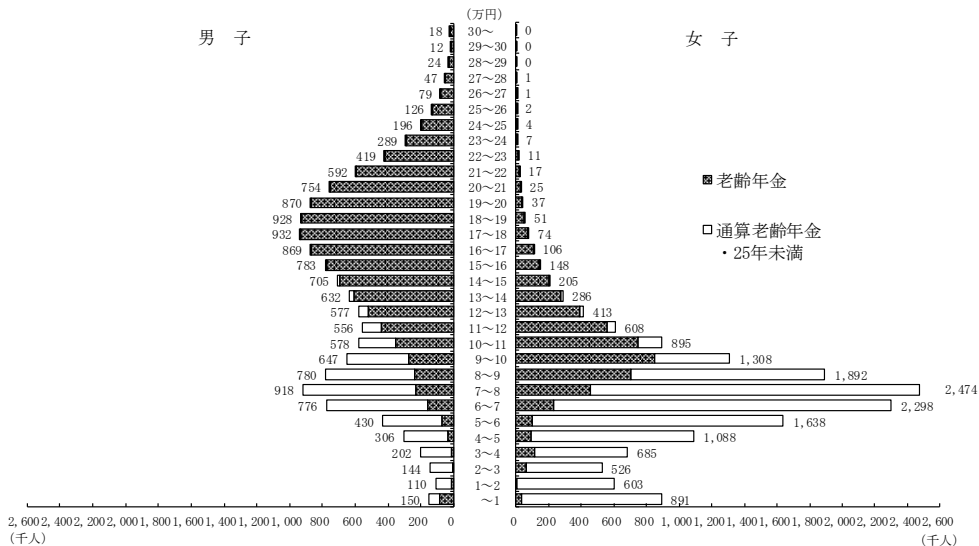
年 度	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金(老齢相当)		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金(退年相当)	
	受給権 者数	平均年金月額	受給権 者数	平均年金月額	受給権 者数	平均年 金月額	受給権 者数	平均年金月額	受給権 者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成21年度	13,854	153 (144)	1,211	153 (151)	28	240	12,201	153 (143)	415	171
22	14,413	150 (141)	1,094	151 (149)	25	240	12,900	149 (139)	394	169
23	14,840	149 (140)	983	149 (147)	23	240	13,461	149 (138)	374	167
24	15,233	148 (139)	877	147 (145)	20	240	13,982	148 (137)	353	179
25	15,230	146 (136)	777	144 (142)	18	238	14,102	145 (134)	333	176
26	15,422	145 (136)	684	141 (139)	16	237	14,410	144 (134)	313	174
27	15,684	145 (137)	597	141 (139)	14	239	14,781	145 (137)	293	169
28	15,688	146 (140)	516	139 (138)	12	240	14,887	145 (139)	273	168
29	15,900	145 (140)	443	137 (136)	10	241	15,194	145 (140)	253	166
30	16,087	144 (140)	375	135 (134)	8	241	15,470	144 (140)	234	165
令和元年度	15,987	144 (141)	316	133 (132)	7	241	15,448	144 (140)	216	163

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計上している。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
5. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

③ 年金月額階級別受給権者数

令和元年度末における厚生年金保険（第 1 号）の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図 13 である。男子は、通算老齢年金を中心とした 7～8 万円をピークとする山と、老齢年金を中心とした 17～18 万円をピークとする山に分かれているが、女子では通算老齢年金を中心とした 7～8 万円がピークとなっている。

図13 厚生年金保険（第 1 号） 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

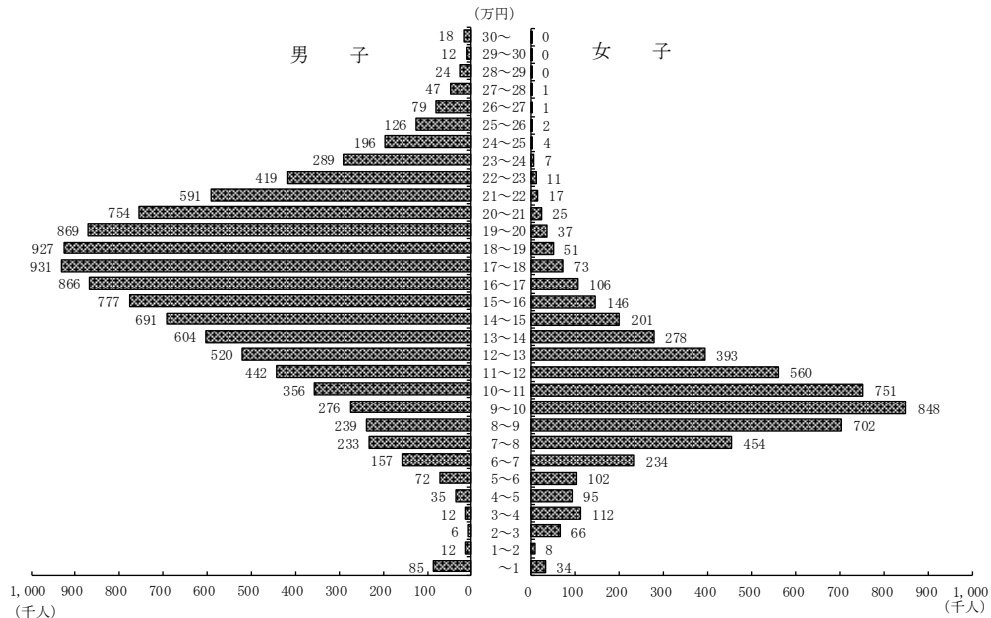
令和元年度末における厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表27、図14である。男子は、15～20万円が男子全体の41.0%を占めており、より詳細にみると17～18万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10万円が44.0%と半数近くを占めており、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表27 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	15,987	100.0	10,667	100.0	5,320	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	466	2.9	151	1.4	315	5.9
5 ～ 10	3,318	20.8	977	9.2	2,341	44.0
10 ～ 15	4,796	30.0	2,614	24.5	2,183	41.0
15 ～ 20	4,783	29.9	4,370	41.0	413	7.8
20 ～ 25	2,313	14.5	2,249	21.1	64	1.2
25 ～ 30	293	1.8	289	2.7	4	0.1
30 ～	18	0.1	18	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	144,268		164,770		103,159	

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
 3. 本表においては、
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図14 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）



- 注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
 2. 本表においては、
 ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

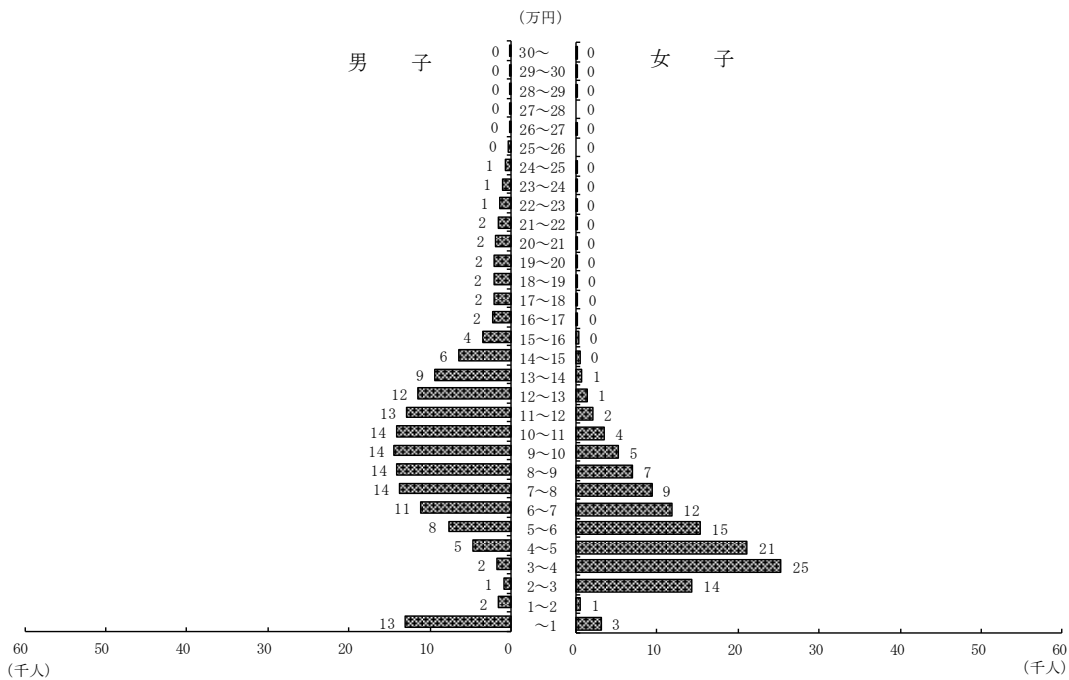
令和元年度に新規裁定された厚生年金保険（第1号）の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図15である。男子は、月額5～10万円が39.0%を占めているが、より詳細にみると9～10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が52.5%を占めており、より詳細にみると3～4万円がピークとなっている。

表28 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度新規裁定）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	280	100.0	157	100.0	122	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	86	30.8	22	13.9	64	52.5
5 ～ 10	110	39.3	61	39.0	49	39.8
10 ～ 15	63	22.4	55	34.7	8	6.7
15 ～ 20	13	4.7	12	7.8	1	0.8
20 ～ 25	7	2.5	7	4.3	0	0.1
25 ～ 30	1	0.2	1	0.4	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額（円）	79,579		98,457		55,282	

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 本表においては、
- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 - ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図15 厚生年金保険（第1号） 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度新規裁定）



- 注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
2. 本表においては、
- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 - ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

④ 雇用保険

令和元年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は3万人、総停止年金額は179億円、平均停止月額が4万9千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は18万7千人、停止総額は248億円、平均停止月額は1万1千円となっている（表29）。

表29 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】										(年度末現在)
年 度	件 数			総停止年金額			平均停止月額			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円	
平成27年度	51,283	35,080	16,203	31,803,391	28,669,688	3,133,703	51,680	68,105	16,117	
28	44,003	27,690	16,313	26,458,577	23,119,550	3,339,028	50,108	69,579	17,057	
29	42,203	25,601	16,602	26,266,500	22,712,315	3,554,185	51,865	73,930	17,840	
30	35,189	21,797	13,392	21,756,620	19,195,142	2,561,477	51,523	73,386	15,939	
令和元年度	30,402	17,918	12,484	17,891,272	15,533,381	2,357,891	49,041	72,243	15,739	

【高年齢雇用継続給付】										(年度末現在)
年 度	件 数			高年齢雇用継続給付による停止総額			平均停止月額			
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円	
平成27年度	310,149	299,177	10,972	39,529,831	38,457,767	1,072,064	10,621	10,712	8,142	
28	271,117	259,729	11,388	34,084,985	32,991,245	1,093,740	10,477	10,585	8,004	
29	251,163	240,134	11,029	32,708,074	31,650,604	1,057,470	10,852	10,984	7,990	
30	244,415	235,266	9,149	32,375,392	31,530,780	844,612	11,038	11,168	7,693	
令和元年度	187,445	179,731	7,714	24,763,945	24,073,330	690,614	11,009	11,162	7,461	

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表30は厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。令和元年度に分割された件数は2万9千件で、前年度と比べ6百件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は8千件で、前年度と比べ1千件増加している。

表30 厚生年金保険（第1号） 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成27年度	27,149	23,448	3,701
28	26,682	21,946	4,736
29	26,063	20,479	5,584
30	28,793	21,841	6,952
令和元年度	29,391	21,485	7,906

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 注4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図16は令和元年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）ともに45～49歳の割合が最も高くなっている。

図16 厚生年金保険（第1号） 離婚分割者の年齢構成（令和元年度）

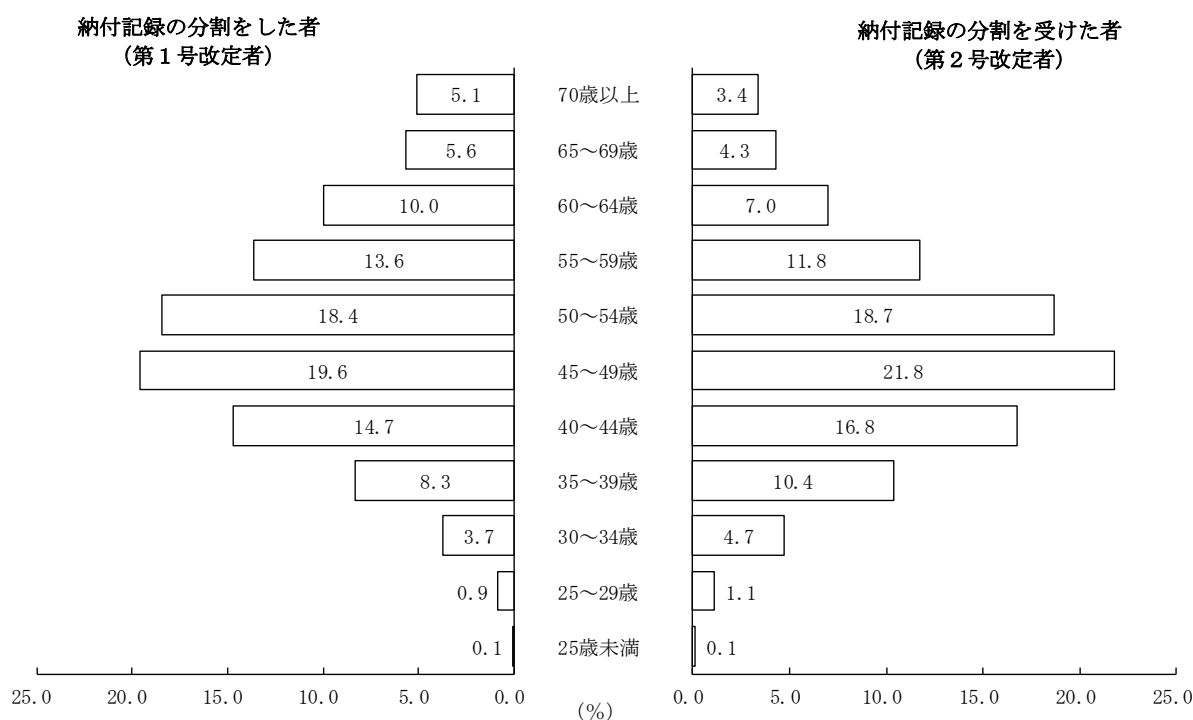


表 31 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。令和元年度では20～25年の割合が19.7%と最も高くなっている。

表31 厚生年金保険（第1号） 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成27年度	2.7	11.4	18.0	18.3	16.6	12.9	8.5	5.7	6.0
28	2.8	9.8	18.1	19.7	17.8	12.9	8.3	4.8	5.8
29	2.7	8.8	16.8	19.8	18.4	14.3	8.7	5.0	5.6
30	2.9	8.0	16.2	20.0	19.0	14.5	8.7	5.0	5.6
令和元年度	2.9	7.9	14.6	18.6	19.7	16.0	9.0	5.6	5.8

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 32 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は50%が97.8%とほとんどを占めている。

表32 厚生年金保険（第1号） 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成27年度	0.0	0.1	0.4	1.3	1.9	96.3
28	0.0	0.0	0.3	0.9	1.7	97.0
29	0.0	0.1	0.2	0.8	1.5	97.4
30	0.0	0.0	0.2	0.7	1.4	97.6
令和元年度	0.0	0.0	0.3	0.7	1.2	97.8

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 33 は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。令和元年度では第1号改定者においては改定前14万3千円、改定後11万4千円、第2号改定者においては改定前5万3千円、改定後8万4千円となっており、変動差は第1号改定者においては2万9千円、第2号改定者においては3万1千円となっている。

表33 厚生年金保険（第1号） 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成27年度	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828
28	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967
29	2,805	142,713	111,892	△ 30,821	2,510	49,741	80,799	31,058
30	2,862	143,208	112,272	△ 30,937	2,546	51,436	82,701	31,265
令和元年度	2,982	143,162	114,025	△ 29,137	2,481	53,405	84,056	30,651

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

<3号分割のみの年金分割に係る状況>

図17は令和元年度における3号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（特定被保険者）、納付記録の分割を受けた者（被扶養配偶者）ともに35～39歳の割合が最も高くなっている。

図17 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ改定者の年齢構成（令和元年度）

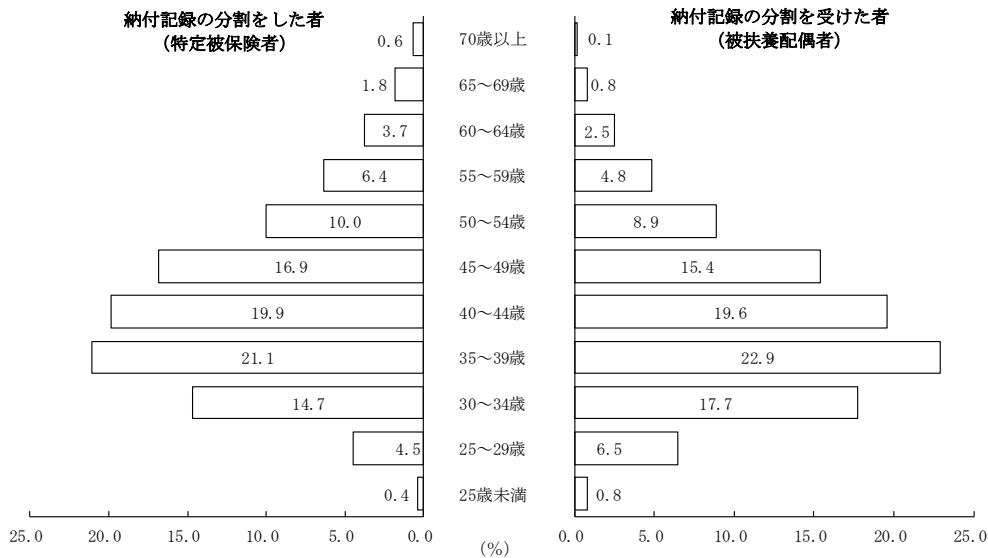


表34は3号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。令和元年度では9～10年（13.8%）の割合が最も高くなっている。

表34 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間												
	以上 未満	1年 ～1年	2年 ～2年	3年 ～3年	4年 ～4年	5年 ～5年	6年 ～6年	7年 ～7年	8年 ～8年	9年 ～9年	10年 ～10年	11年 ～11年	12年 ～12年
平成27年度	4.1	9.2	11.6	12.5	13.9	19.8	18.1	10.8	·	·	·	·	·
28	3.6	8.1	9.8	10.5	11.3	12.4	18.0	15.7	10.6	·	·	·	·
29	3.3	6.8	9.5	9.3	10.2	10.7	11.9	17.0	12.8	8.4	·	·	·
30	3.0	6.3	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.6	16.1	12.4	6.9	·	·
令和元年度	2.9	5.3	7.3	7.9	8.5	8.6	8.7	9.4	10.3	13.8	10.9	6.4	·

表35は受給権者である3号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。令和元年度においては、男子は改定前13万2千円、改定後12万6千円、女子は改定前3万7千円、改定後4万2千円となっている。

表35 厚生年金保険（第1号） 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成27年度	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006
28	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194
29	169	130,401	128,383	△ 2,018	115	32,989	37,702	4,713
30	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065
令和元年度	294	131,592	125,542	△ 6,049	187	37,159	42,248	5,089

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

① 被保険者数

令和元年度末における第2号被保険者を除く被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,453万人（男子757万人、女子696万人）、第3号被保険者が820万人（男子11万人、女子809万人）となっている。

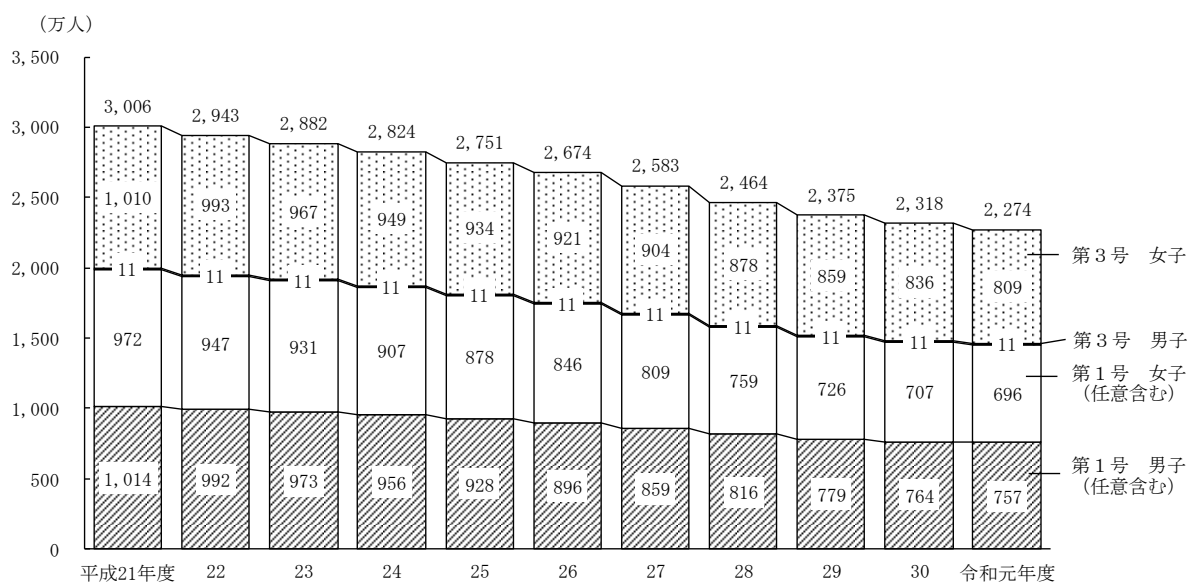
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）は18万人、第3号被保険者は26万人の減少となっている（表36、図18）。

表36 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)			第1号被保険者						任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子			
平成21年度	19,851	10,135	9,716	19,507	10,030	9,477	344	105	239	10,209	110	10,099			
22	19,382	9,915	9,467	19,038	9,808	9,230	345	107	237	10,046	114	9,932			
23	19,044	9,730	9,314	18,717	9,624	9,093	327	106	222	9,778	111	9,667			
24	18,637	9,563	9,075	18,344	9,466	8,878	294	97	197	9,602	112	9,490			
25	18,054	9,275	8,779	17,788	9,186	8,602	266	89	177	9,454	111	9,343			
26	17,420	8,962	8,458	17,175	8,878	8,297	245	84	161	9,319	109	9,210			
27	16,679	8,590	8,089	16,447	8,509	7,938	232	81	151	9,151	108	9,043			
28	15,754	8,165	7,589	15,540	8,089	7,451	214	76	139	8,890	109	8,781			
29	15,052	7,793	7,259	14,857	7,724	7,133	195	69	126	8,701	110	8,592			
30	14,711	7,638	7,073	14,517	7,569	6,948	194	69	124	8,467	112	8,356			
令和元年度	14,533	7,568	6,965	14,343	7,502	6,841	190	67	123	8,203	114	8,089			

図18 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



令和元年度末における全額免除・猶予者数は583万人（法定免除者数136万人、申請全額免除者数212万人、学生納付特例者数180万人、納付猶予者数55万人）となっている。

また、一部免除者数は41万人となっている。

令和元年度から国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される「国民年金保険料の産前産後期間の免除制度」が施行されている。令和元年度末現在の産前産後免除者数は、1万人となっている（表37）。

表37 国民年金 保険料全額免除・猶予者数、一部免除者数の推移

年 度	全額免除・猶予者数（千人）					全額免除・猶予割合（％）					一部免除者数（千人）					産前産後 免除者 （千人）
	合 計	法定 免除者	申請 全額 免除者	学生 納付 特例者	納付 猶予者	合 計	法定 免除率	申請 全額 免除率	学生 納付 特例率	納付 猶予率	合 計	一部免除割合（％）				
												一部 免除割合 （％）	申請 3/4 免除者	申請 半額 免除者	申請 1/4 免除者	
平成21年度	5,350	1,203	2,146	1,627	374	27.4	6.2	11.0	8.3	1.9	474	2.4	250	156	67	・
22	5,513	1,263	2,215	1,659	376	29.0	6.6	11.6	8.7	2.0	436	2.3	243	137	56	・
23	5,684	1,306	2,300	1,685	393	30.4	7.0	12.3	9.0	2.1	460	2.5	253	145	62	・
24	5,870	1,336	2,394	1,718	421	32.0	7.3	13.1	9.4	2.3	482	2.6	262	151	69	・
25	6,059	1,341	2,495	1,764	460	34.1	7.5	14.0	9.9	2.6	587	3.3	304	188	95	・
26	6,020	1,344	2,453	1,779	444	35.1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103	・
27	5,763	1,346	2,296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72	・
28	5,830	1,347	2,211	1,757	514	37.5	8.7	14.2	11.3	3.3	432	2.8	220	139	73	・
29	5,744	1,343	2,107	1,760	534	38.7	9.0	14.2	11.8	3.6	409	2.8	207	132	70	・
30	5,741	1,351	2,050	1,788	552	39.5	9.3	14.1	12.3	3.8	397	2.7	200	128	69	・
令和元年度	5,828	1,361	2,120	1,796	551	40.6	9.5	14.8	12.5	3.8	406	2.8	204	131	71	12

注1. 「全額免除・猶予割合」とは、全額免除・猶予者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

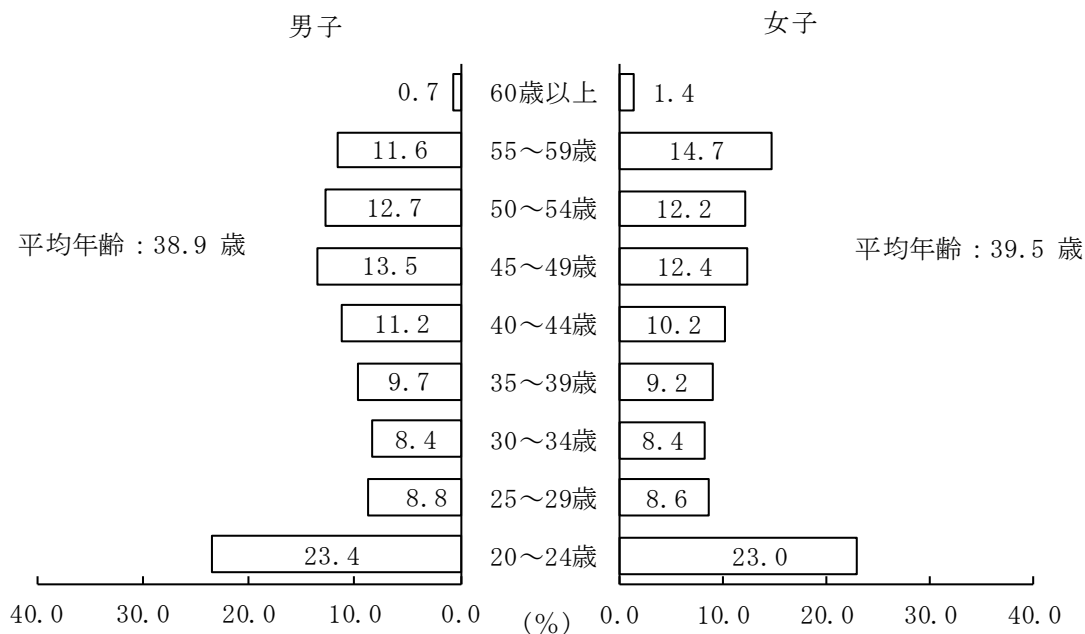
2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

3. 「一部免除割合」とは、申請（3/4、半額及び1/4）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない）に占める割合である。

② 年齢構成

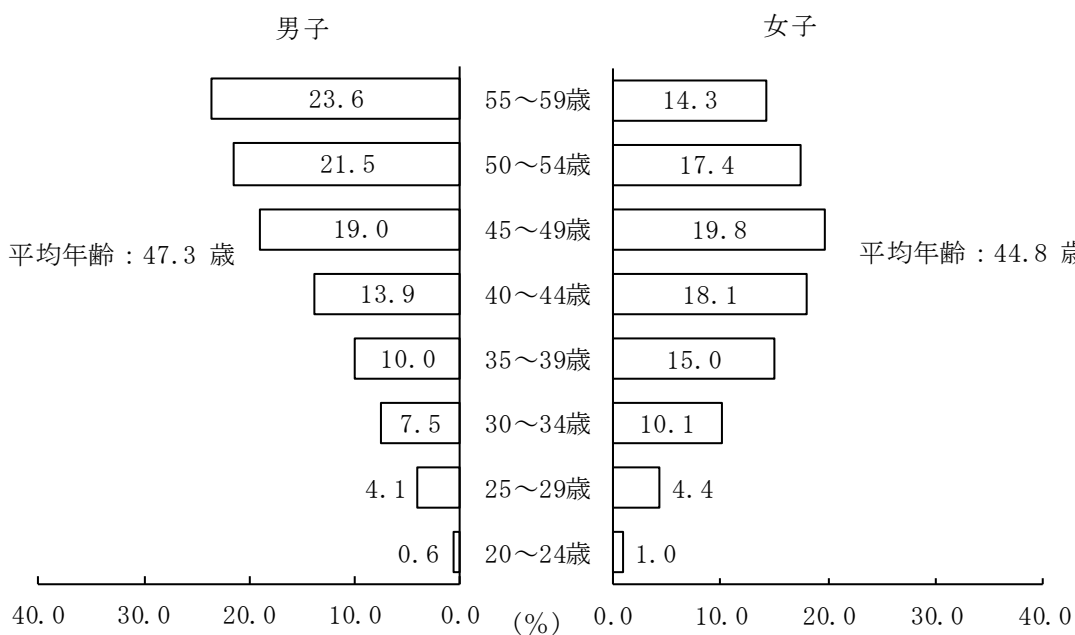
令和元年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は45～49歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は45～49歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は38.9歳、女子は39.5歳となっている（図19、図20）。

図19 国民年金 第1号被保険者の年齢構成（令和元年度末）



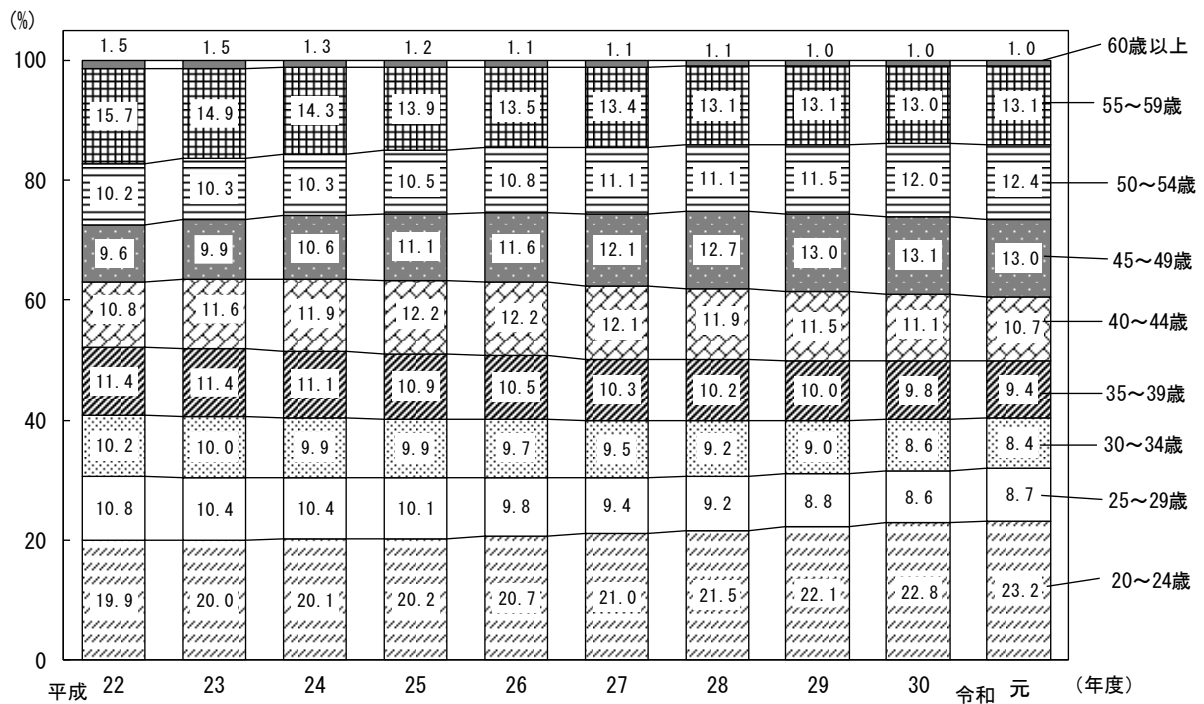
注. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

図20 国民年金 第3号被保険者の年齢構成（令和元年度末）



令和元年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が23.2%と最も大きく、次に55～59歳が13.1%となっている（図21）。

図21 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

注2. 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

令和元年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給者数は3,565万人となっており、前年度末と比べると35万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,262万人（受給者数の91.5%）、通算老齢年金が93万人（同2.6%）、障害年金が199万人（同5.6%）、遺族年金が9万人（同0.3%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が32万人、障害年金が4万人の増加となっている一方、通算老齢年金が1千人、遺族年金が2千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金に計上している（表38、表39）。

<旧法拠出制>

令和元年度末における旧法拠出制年金の受給者数は82万人で、この内訳は、老齢年金が44万人（旧法拠出制年金受給者数の54.1%）、通算老齢年金が33万人（同40.1%）、障害年金が4万人（同4.8%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が9千人（同1.1%）となっている。

<基礎年金>

令和元年度末における基礎年金の受給者数は3,482万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,278万人（基礎年金受給者数の94.1%）、障害基礎年金が195万人（同5.6%）、遺族基礎年金が8万人（同0.2%）となっている。

表38 国民年金 受給者数（令和元年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	32,623	91.5	6,710	75.7	5,671	72.9	444	54.1	32,179	92.4
5 年 年 金 以 外	32,611	91.5	6,698	75.6	5,658	72.8	432	52.6	32,179	92.4
繰 上 げ	4,013	11.3	2,018	22.8	1,969	25.3	286	34.8	3,727	10.7
本 来	28,109	78.9	4,570	51.6	3,597	46.3	145	17.6	27,964	80.3
繰 下 げ	489	1.4	110	1.2	92	1.2	1	0.2	488	1.4
5 年 年 金	12	0.0	12	0.1	12	0.2	12	1.5	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	935	2.6	442	5.0	441	5.7	329	40.1	605	1.7
繰 上 げ	137	0.4	123	1.4	123	1.6	121	14.7	16	0.0
本 来	795	2.2	318	3.6	317	4.1	209	25.4	586	1.7
繰 下 げ	3	0.0	1	0.0	1	0.0	・	・	3	0.0
障 害 年 金	1,994	5.6	1,675	18.9	1,630	21.0	40	4.8	1,954	5.6
遺 族 年 金	94	0.3	39	0.4	32	0.4	9	1.1	85	0.2
合 計	35,645	100.0	8,865	100.0	7,774	100.0	822	100.0	34,823	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表39 国民年金 受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金	
平成21年度	27,787	24,442	24,812	22,751	1,174	・	1,680	1,590	120	101
22	28,343	25,324	25,424	23,592	1,082	・	1,717	1,633	120	99
23	29,122	26,421	26,273	24,658	988	・	1,744	1,666	117	97
24	30,305	27,911	27,527	26,115	893	・	1,773	1,701	113	95
25	31,397	29,289	28,690	27,463	799	・	1,800	1,734	108	91
26	32,409	30,566	29,768	28,710	710	・	1,827	1,766	105	91
27	33,229	31,632	30,646	29,740	623	・	1,858	1,802	103	90
28	33,858	32,487	31,324	30,557	540	・	1,893	1,841	101	89
29	34,839	33,672	31,898	31,254	918	453	1,924	1,877	98	88
30	35,294	34,312	32,304	31,769	936	543	1,957	1,914	96	86
令和元年度	35,645	34,823	32,623	32,179	935	605	1,994	1,954	94	85

② 受給権者数

令和元年度末における国民年金（老齢福祉年金を含まない）の受給権者数は3,629万人となっており、前年度末と比べると35万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,299万人（受給権者の90.9%）、通算老齢年金が94万人（同2.6%）、障害年金が212万人（同5.8%）、遺族年金が23万人（同0.6%）となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は33万人、障害年金は3万人の増加となっているが、通算老齢年金は1千人、遺族年金は5千人の減少となっている（表40、表41）。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給権者を通算老齢年金に計上している。

<旧法拠出制>

令和元年度末における旧法拠出制年金の受給権者数は85万人で、この内訳は、老齢年金が46万人（旧法拠出制年金受給権者数の54.4%）、通算老齢年金が33万人（同38.7%）、障害年金が4万人（同5.0%）、遺族年金（新法における寡婦年金も計上）が2万人（同1.9%）となっている。

<基礎年金>

令和元年度末における基礎年金の受給権者数は3,543万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,314万人（基礎年金受給権者数の93.5%）、障害基礎年金が208万人（同5.9%）、遺族基礎年金が21万人（同0.6%）となっている。

表40 国民年金 受給権者数（令和元年度末）

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法拠出制年金		基 礎 年 金	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	32,992	90.9	6,777	74.6	5,729	71.9	465	54.4	32,528	91.8
5 年 年 金 以 外	32,978	90.9	6,763	74.5	5,714	71.8	450	52.7	32,528	91.8
繰 上 げ	4,025	11.1	2,028	22.3	1,979	24.8	295	34.5	3,730	10.5
本 来	28,464	78.4	4,626	50.9	3,644	45.8	154	18.1	28,309	79.9
繰 下 げ	490	1.3	110	1.2	92	1.2	1	0.2	488	1.4
5 年 年 金	14	0.0	14	0.2	14	0.2	14	1.6	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	944	2.6	446	4.9	445	5.6	331	38.7	613	1.7
繰 上 げ	138	0.4	124	1.4	124	1.6	122	14.2	16	0.0
本 来	803	2.2	321	3.5	320	4.0	209	24.5	594	1.7
繰 下 げ	3	0.0	1	0.0	1	0.0	・	・	3	0.0
障 害 年 金	2,121	5.8	1,775	19.5	1,725	21.7	43	5.0	2,078	5.9
遺 族 年 金	230	0.6	83	0.9	66	0.8	16	1.9	214	0.6
合 計	36,287	100.0	9,081	100.0	7,964	100.0	854	100.0	35,433	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

表41 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：千人)

年度	合 計		老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金	(再掲)基礎年金
平成21年度	28,286	24,879	25,015	22,919	1,178	・	1,799	1,702	295	258
22	28,857	25,779	25,642	23,775	1,086	・	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26,895	26,504	24,858	991	・	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28,409	27,782	26,341	895	・	1,902	1,825	274	243
25	31,964	29,809	28,968	27,714	802	・	1,931	1,860	263	235
26	32,997	31,110	30,069	28,985	712	・	1,959	1,893	257	232
27	33,832	32,196	30,964	30,036	625	・	1,991	1,931	252	229
28	34,470	33,064	31,657	30,868	542	・	2,025	1,969	247	227
29	35,469	34,268	32,247	31,582	927	460	2,056	2,005	239	221
30	35,933	34,918	32,664	32,108	945	550	2,088	2,042	235	218
令和元年度	36,287	35,433	32,992	32,528	944	613	2,121	2,078	230	214

③ 国民年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

令和元年度末の国民年金（5年年金を除く）の受給権者 3,392 万人のうち、繰上げ受給を選択した者は 416 万人、繰下げ受給を選択した者は 49 万人となっており、繰上げ率は年々低下し、繰下げ率は概ね 1%程度で推移している。

また、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者 688 万人のうち、繰上げ受給を選択した者は 203 万人、繰下げ受給を選択した者は 11 万人となっており、繰上げ率が年々低下し、繰下げ率は概ね 1%程度で推移している（表 42）。

表42 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移（年度末現在）

（年度末現在、単位：人、%）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成27年度	31,573,520	4,836,980	15.3	26,355,540	83.5	381,000	1.2
28	32,184,024	4,662,578	14.5	27,120,664	84.3	400,782	1.2
29	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
30	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5

	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成27年度	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4
28	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4
29	7,253,891	2,341,099	32.3	4,807,065	66.3	105,727	1.5
30	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

注2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率は年々低下し、繰下げ率は概ね1～2%程度で推移している（表43）。

表43 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成27年度	1,104,633	117,325	10.6	974,164	88.2	13,144	1.2
28	1,560,487	152,138	9.7	1,389,967	89.1	18,382	1.2
29	2,049,594	192,995	9.4	1,830,042	89.3	26,557	1.3
30	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
	(再掲) 基礎のみ	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成27年度	154,868	34,142	22.0	118,464	76.5	2,262	1.5
28	208,281	42,749	20.5	162,622	78.1	2,910	1.4
29	262,197	51,709	19.7	206,667	78.8	3,821	1.5
30	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2

注1. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。

注2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

(参考) 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移 (新規裁定)

（新規裁定、単位：人、％）

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成27年度	356,754	68,578	19.2	282,137	79.1	6,039	1.7
28	301,610	49,772	16.5	244,787	81.2	7,051	2.3
29	770,941	54,574	7.1	707,280	91.7	9,087	1.2
30	349,739	46,130	13.2	293,276	83.9	10,333	3.0
令和元年度	316,249	47,519	15.0	256,084	81.0	12,646	4.0
	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成27年度	184,589	20,114	10.9	160,819	87.1	3,656	2.0
28	163,317	14,986	9.2	143,991	88.2	4,340	2.7
29	248,746	12,618	5.1	230,987	92.9	5,141	2.1
30	162,113	10,759	6.6	145,887	90.0	5,467	3.4
令和元年度	149,563	9,164	6.1	133,512	89.3	6,887	4.6

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

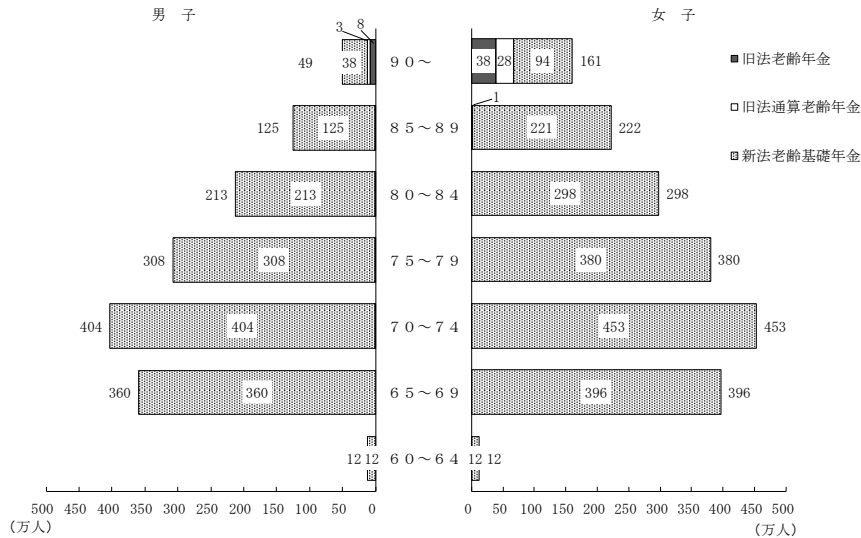
注2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

注3. 平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、平成29年度は例年より新規裁定者が多くなっている。なお、平成29年度中に年金受給資格期間の短縮により受給権が発生した者は、平成29年度中には受給権取得日から起算して1年を経過していないため、繰下げすることができない。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

令和元年度末の国民年金の老齢給付(旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ)の受給権者数は3,394万人(男子1,471万人、女子1,923万人)である。受給権者の年齢階級別の状況をみると、男女とも70~74歳が最も多く、それぞれ404万人、453万人となっている(図22)。

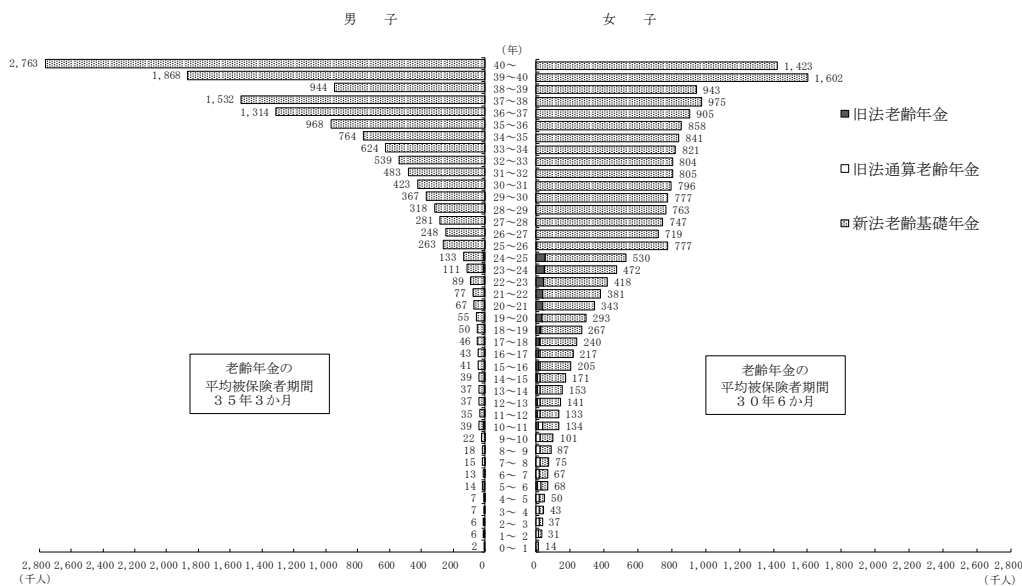
図22 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数(令和元年度末)



⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和元年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図23のとおりであり、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が35年3か月、女子が30年6か月である。

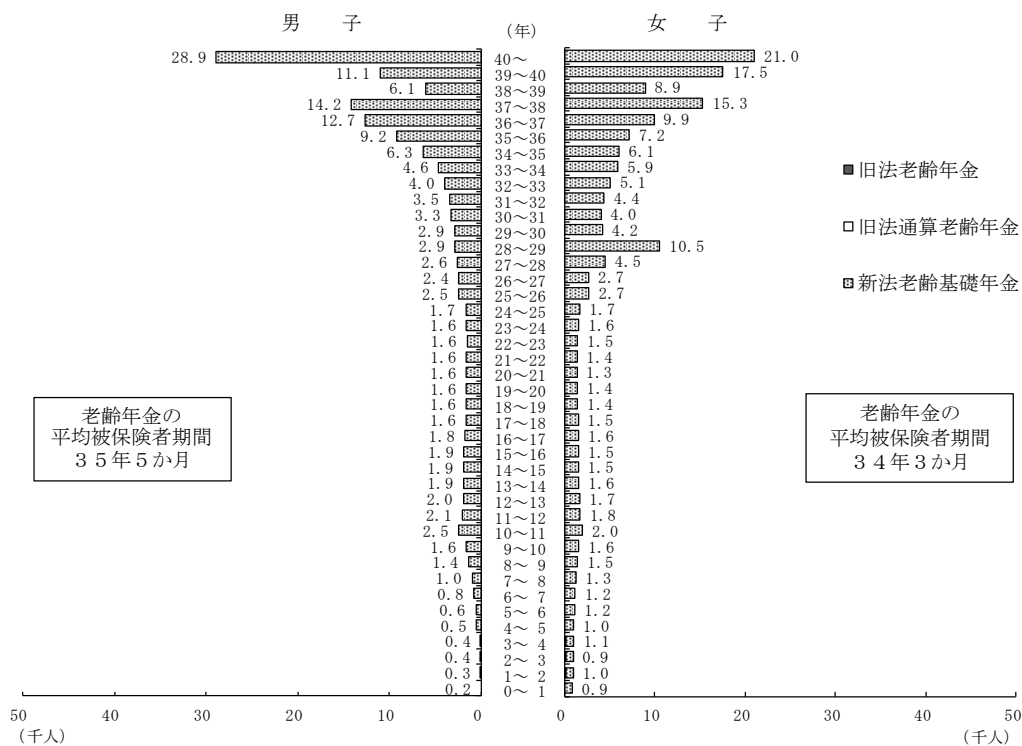
図23 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数(令和元年度末)



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)に係る期間である。
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

令和元年度における国民年金の老齢給付の新規裁定者は32万人で、被保険者期間別分布は図24のとおりであり、男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

図24 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和元年度新規裁定）



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）に係る期間である。
 注2. 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

(3) 年金額

① 年金総額

令和元年度末における国民年金の受給者の年金総額は23兆9,742億円となっており、前年度末と比べると、3,362億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が21兆9,423億円、年金総額の91.5%を占め、通算老齢年金が2,146億円(同0.9%)、障害年金が1兆7,235億円(同7.2%)、遺族年金が939億円(同0.4%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は3,079億円、通算老齢年金は5億円、障害年金は297億円の増加となっているが、遺族年金は19億円の減少となっている(表44、表45、図25)。

<旧法抛出处>

令和元年度末における旧法抛出处の受給者の年金総額は3,332億円で、この内訳は老齢年金が2,189億円(旧法抛出处年金の年金総額の65.7%)、通算老齢年金が756億円(同22.7%)、障害年金が348億円(同10.4%)、遺族年金が39億円(同1.2%)となっている。

<基礎年金>

令和元年度末における基礎年金の受給者の年金総額は23兆6,410億円で、この内訳は老齢基礎年金が21兆8,623億円(基礎年金の年金総額の92.5%)、障害基礎年金が1兆6,887億円(同7.1%)、遺族基礎年金が900億円(同0.4%)となっている。

表44 国民年金 受給者年金総額(令和元年度末)

	合 計		(再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		旧法抛出处年金		基 礎 年 金	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	219,423	91.5	42,221	72.7	34,618	69.2	2,189	65.7	217,233	91.9
5 年 年 金 以 外	219,374	91.5	42,172	72.6	34,570	69.1	2,141	64.2	217,233	91.9
繰 上 げ	20,730	8.6	10,019	17.2	9,739	19.5	1,203	36.1	19,527	8.3
本 来	194,184	81.0	31,156	53.6	23,996	47.9	923	27.7	193,260	81.7
繰 下 げ	4,460	1.9	997	1.7	834	1.7	14	0.4	4,446	1.9
5 年 年 金	49	0.0	49	0.1	49	0.1	49	1.5	・	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	2,146	0.9	1,010	1.7	1,007	2.0	756	22.7	1,390	0.6
繰 上 げ	289	0.1	257	0.4	257	0.5	251	7.5	38	0.0
本 来	1,848	0.8	751	1.3	749	1.5	505	15.2	1,343	0.6
繰 下 げ	8	0.0	2	0.0	2	0.0	・	・	8	0.0
障 害 年 金	17,235	7.2	14,528	25.0	14,151	28.3	348	10.4	16,887	7.1
遺 族 年 金	939	0.4	352	0.6	280	0.6	39	1.2	900	0.4
合 計	239,742	100.0	58,111	100.0	50,056	100.0	3,332	100.0	236,410	100.0

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

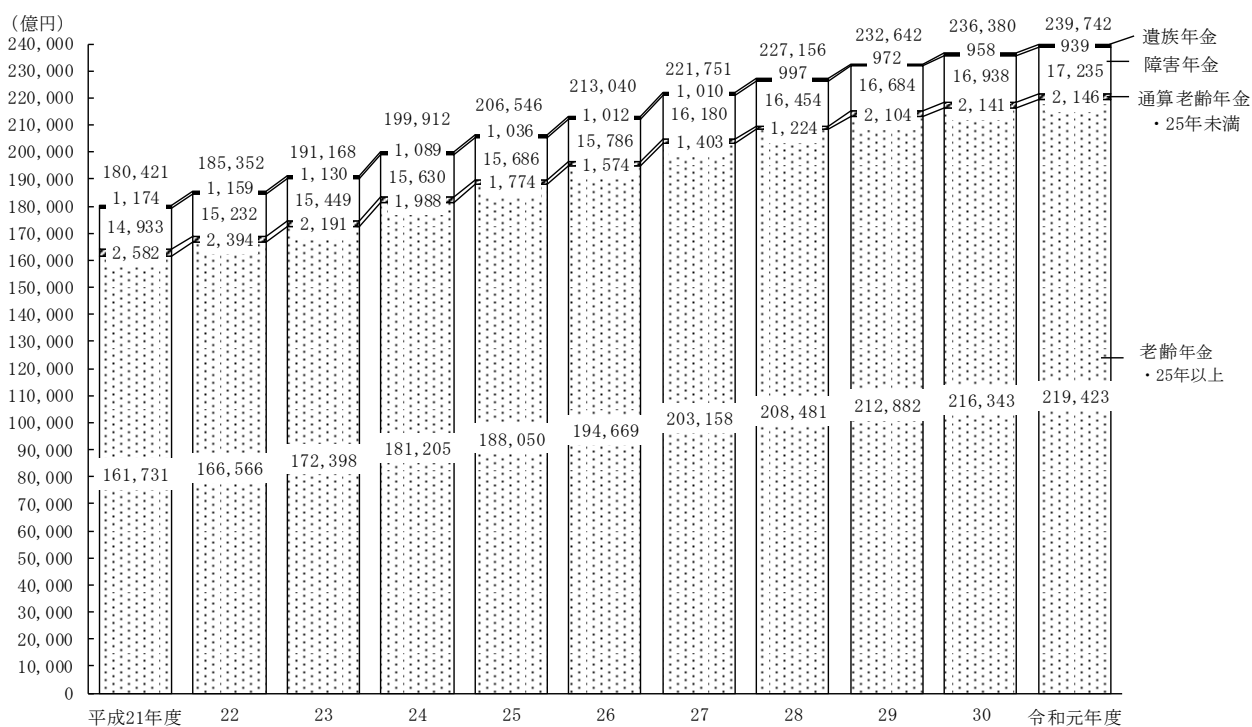
注2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表45 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

年度	合計		老齢年金・25年以上		通算老齢年金・25年未満		障害年金		遺族年金	
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成21年度	180,421	167,047	161,731	151,839	2,582	・	14,933	14,126	1,174	1,082
22	185,352	173,264	166,566	157,719	2,394	・	15,232	14,482	1,159	1,064
23	191,168	180,381	172,398	164,585	2,191	・	15,449	14,757	1,130	1,039
24	199,912	190,356	181,205	174,357	1,988	・	15,630	14,993	1,089	1,006
25	206,546	198,198	188,050	182,131	1,774	・	15,686	15,105	1,036	962
26	213,040	205,776	194,669	189,574	1,574	・	15,786	15,255	1,012	948
27	221,751	215,378	203,158	198,740	1,403	・	16,180	15,687	1,010	951
28	227,156	221,669	208,481	204,723	1,224	・	16,454	16,001	997	944
29	232,642	227,958	212,882	209,717	2,104	1,046	16,684	16,269	972	926
30	236,380	232,423	216,343	213,708	2,141	1,242	16,938	16,558	958	915
令和元年度	239,742	236,410	219,423	217,233	2,146	1,390	17,235	16,887	939	900

図25 国民年金 受給者年金総額の推移 (年度末現在)



② 平均年金月額

令和元年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万6千円、通算老齢年金が1万9千円、障害年金が7万2千円、遺族年金が8万4千円となっている（表46、表47）。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万3千円、本来が5万8千円、繰下げが7万6千円となっている。

表46 国民年金 受給者の平均年金月額（令和元年度末）

（単位：円）

	合 計	（再掲）基礎のみ・旧国年		旧法抛出处年金	基礎年金
		（再掲）基礎のみ・旧国年	（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年		
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	56,049	52,437	50,875	41,062	56,256
5 年 年 金 以 外	56,058	52,471	50,912	41,270	56,256
繰 上 げ	43,052	41,379	41,222	35,064	43,665
本 来	57,568	56,810	55,587	53,085	57,592
繰 下 げ	75,927	75,730	75,377	87,007	75,896
5 年 年 金	33,617	33,617	33,617	33,617	・
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	19,126	19,019	19,015	19,119	19,130
繰 上 げ	17,591	17,348	17,347	17,308	19,719
本 来	19,382	19,661	19,657	20,168	19,102
繰 下 げ	21,095	22,266	22,256	・	21,095
障 害 年 金	72,042	72,301	72,341	73,152	72,020
遺 族 年 金	83,644	76,164	73,079	37,509	88,348
合 計	56,048	54,625	53,658	33,779	56,574

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

2. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

表47 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

年度	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上		通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満		障 害 年 金		遺 族 年 金	
		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金		（再掲）基礎年金
平成21年度	54,320	55,615	18,321	・	74,060	74,041	81,254	89,581
22	54,596	55,711	18,432	・	73,936	73,912	80,781	89,499
23	54,682	55,623	18,486	・	73,816	73,801	80,424	88,958
24	54,856	55,637	18,561	・	73,479	73,461	80,534	88,601
25	54,622	55,265	18,497	・	72,607	72,587	80,194	87,662
26	54,497	55,026	18,485	・	71,995	71,974	80,404	87,041
27	55,244	55,688	18,777	・	72,565	72,543	81,832	88,014
28	55,464	55,831	18,880	・	72,453	72,431	82,404	88,073
29	55,615	55,918	19,091	19,220	72,245	72,223	82,932	88,141
30	55,809	56,058	19,064	19,077	72,109	72,086	83,208	88,164
令和元年度	56,049	56,256	19,126	19,130	72,042	72,020	83,644	88,348

老齢基礎年金の平均年金月額は、令和元年度末現在で5万6千円となっている（表48）。

表48 国民年金 老齢基礎年金（25年以上）受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成27年度	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777
28	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270
29	3,125	55,918	387	43,268	2,696	57,410	42	76,655
30	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

令和元年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表 49 及び図 26 である。男子、女子共に 6 万円以上 7 万円未満が最も多くなっている。

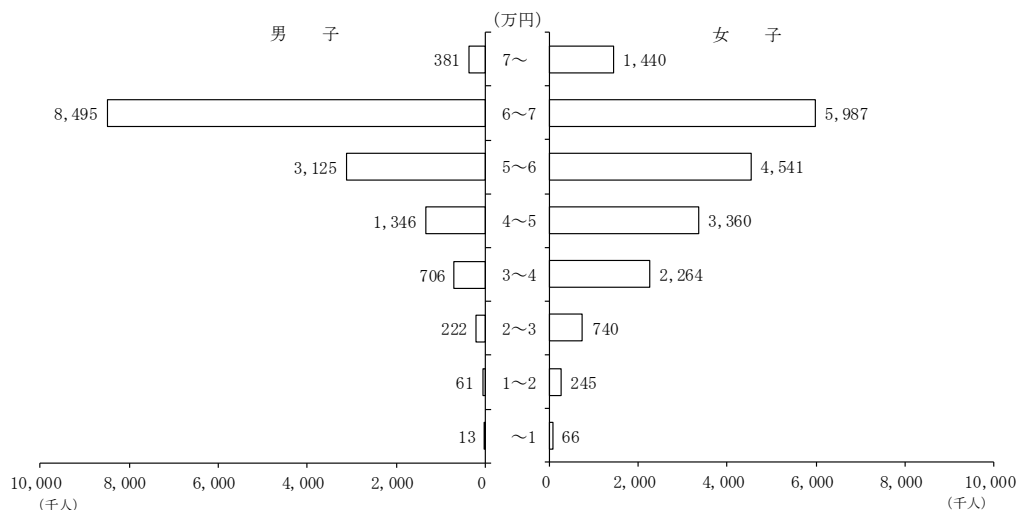
表49 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）

(令和元年度末現在)

年金月額	総 数			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	32,992,112	14,347,670	18,644,442	6,762,840	1,629,806	5,133,034	5,714,455	1,070,533	4,643,922
万円以上									
～ 1	78,940	12,693	66,247	35,505	1,652	33,853	35,130	1,467	33,663
1 ～ 2	305,498	60,803	244,695	114,345	11,007	103,338	113,290	10,437	102,853
2 ～ 3	962,046	221,983	740,063	337,936	40,950	296,986	335,268	39,745	295,523
3 ～ 4	2,970,367	706,206	2,264,161	1,159,131	170,902	988,229	1,148,358	166,677	981,681
4 ～ 5	4,705,988	1,345,582	3,360,406	1,119,869	237,172	882,697	1,054,712	204,073	850,639
5 ～ 6	7,665,866	3,124,529	4,541,337	1,398,371	337,537	1,060,834	1,150,303	197,900	952,403
6 ～ 7	14,481,778	8,494,551	5,987,227	2,095,636	728,282	1,367,354	1,401,941	356,420	1,045,521
7 ～	1,821,629	381,323	1,440,306	502,047	102,304	399,743	475,453	93,814	381,639
平均年金月額	55,946	58,866	53,699	52,341	56,431	51,042	50,764	54,014	50,015

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

図26 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）



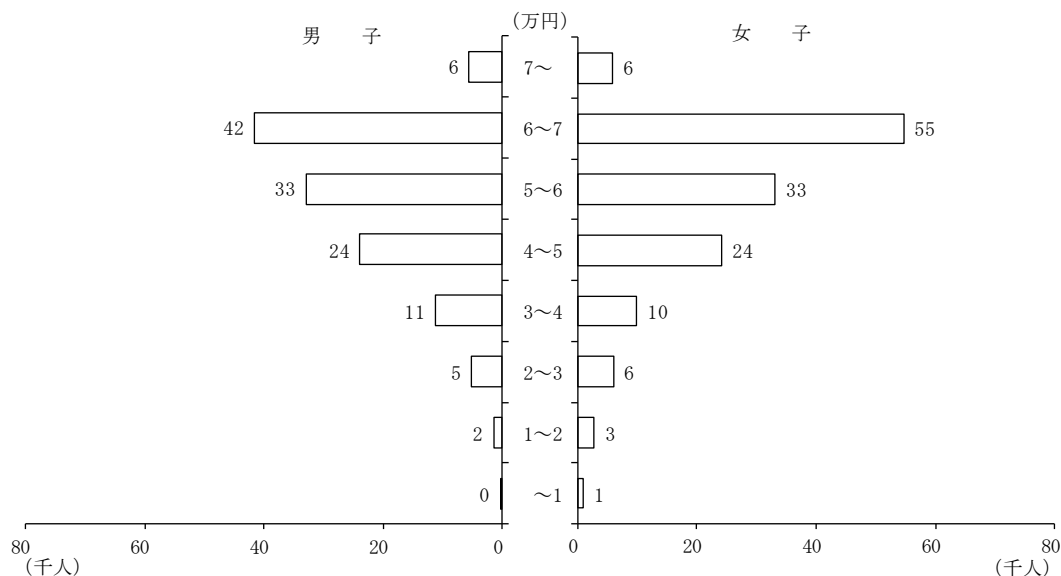
令和元年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表50及び図27である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表50 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度新規裁定）

年金月額	総 数								
	計			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	人	男 子	女 子	人	男 子	女 子	人	男 子	女 子
合 計	260,009	122,443	137,566	135,387	52,945	82,442	70,570	23,784	46,786
万円以上 万円未満									
～ 1	1,363	405	958	417	54	363	394	44	350
1 ～ 2	4,357	1,545	2,812	1,545	464	1,081	1,507	445	1,062
2 ～ 3	11,135	5,153	5,982	3,481	1,361	2,120	3,360	1,291	2,069
3 ～ 4	21,224	11,263	9,961	4,469	1,657	2,812	4,081	1,430	2,651
4 ～ 5	48,061	23,910	24,151	14,331	5,607	8,724	11,623	3,905	7,718
5 ～ 6	66,164	32,987	33,177	36,739	16,019	20,720	18,397	5,000	13,397
6 ～ 7	96,247	41,590	54,657	66,196	24,067	42,129	25,378	8,855	16,523
7 ～	11,458	5,590	5,868	8,209	3,716	4,493	5,830	2,814	3,016
平均年金月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	53,914	53,734	54,074	57,972	58,313	57,753	54,925	55,936	54,411

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せられている者を含む。
- 注2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。
- 注3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

図27 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度新規裁定）



5. 福祉年金

老齢福祉年金の受給者数は、年々減少している（図28、図29）。

図28 老齢福祉年金受給者数の推移（年度末現在）

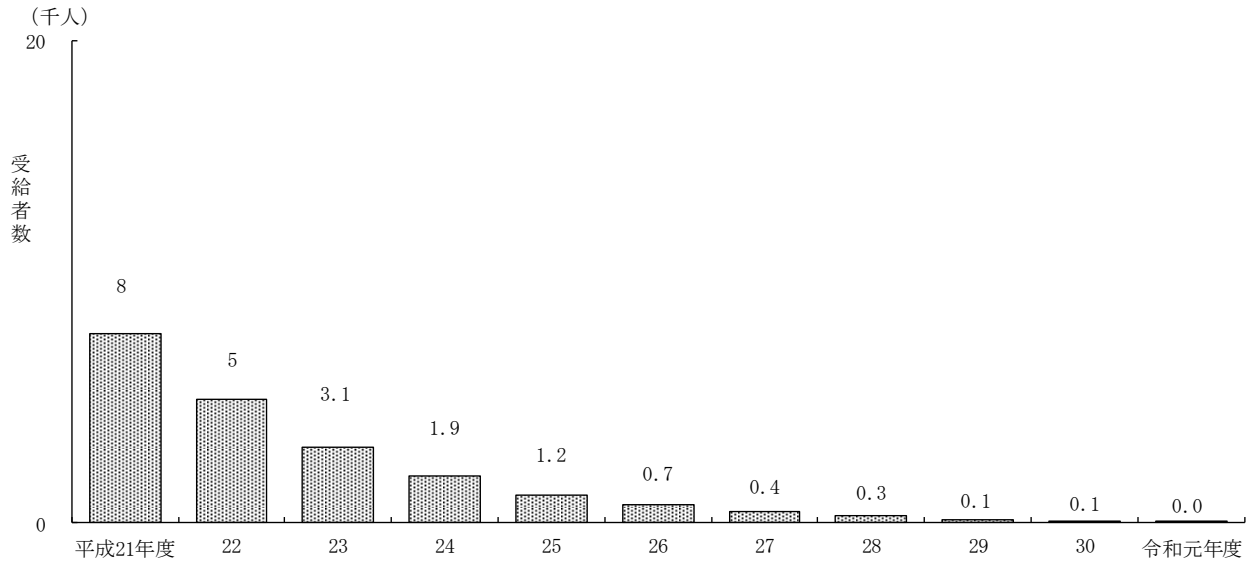
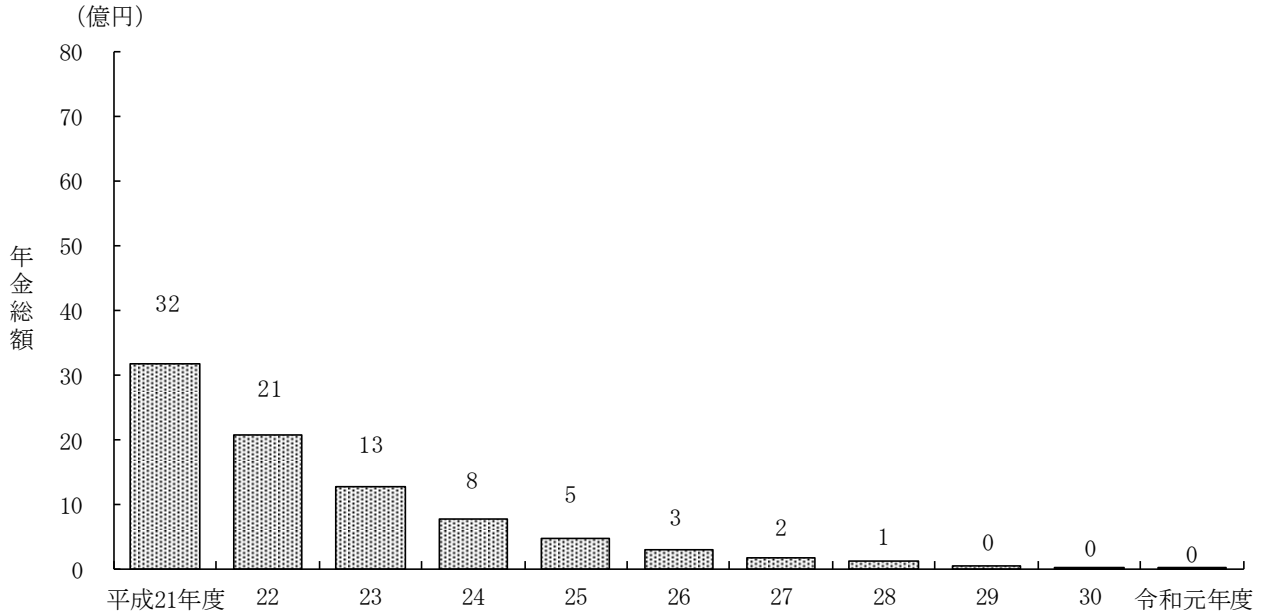


図29 老齢福祉年金受給者年金総額の推移（年度末現在）



6. 特別障害給付金

令和元年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が2,046人、2級が6,848人、合計8,894人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が989人、2級が4,246人、合計5,235人となっており、配偶者の特別障害者数は、1級が1,057人、2級が2,602人、合計3,659人となっている。

また、平成17年4月から令和2年3月末までの累積不支給決定件数は、1,431件となっている（表51）。

表51 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況（令和元年度末）

都道府県	特別障害者数									不支給決定件数
	合計			学生			配偶者			
	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
全 国	8,894	2,046	6,848	5,235	989	4,246	3,659	1,057	2,602	1,431
北海道	523	116	407	246	28	218	277	88	189	77
青森県	86	44	42	49	19	30	37	25	12	19
岩手県	94	45	49	56	24	32	38	21	17	4
宮城県	149	29	120	97	16	81	52	13	39	22
秋田県	71	28	43	46	14	32	25	14	11	10
山形県	72	19	53	50	11	39	22	8	14	2
福島県	139	33	106	88	19	69	51	14	37	5
茨城県	198	54	144	112	22	90	86	32	54	32
栃木県	104	35	69	55	14	41	49	21	28	12
群馬県	127	63	64	83	41	42	44	22	22	22
埼玉県	389	62	327	209	29	180	180	33	147	64
千葉県	379	104	275	205	48	157	174	56	118	72
東京都	763	178	585	535	103	432	228	75	153	127
神奈川県	613	158	455	327	69	258	286	89	197	82
新潟県	131	28	103	79	13	66	52	15	37	8
富山県	82	8	74	55	5	50	27	3	24	14
石川県	89	10	79	58	3	55	31	7	24	7
福井県	57	7	50	44	5	39	13	2	11	8
山梨県	69	10	59	57	6	51	12	4	8	12
長野県	121	21	100	95	15	80	26	6	20	22
岐阜県	105	26	79	64	14	50	41	12	29	23
静岡県	217	45	172	134	23	111	83	22	61	34
愛知県	460	60	400	281	30	251	179	30	149	76
三重県	107	17	90	64	12	52	43	5	38	16
滋賀県	53	10	43	32	4	28	21	6	15	22
京都府	193	29	164	96	8	88	97	21	76	34
大阪府	620	156	464	279	64	215	341	92	249	58
兵庫県	392	91	301	194	39	155	198	52	146	89
奈良県	108	28	80	64	13	51	44	15	29	27
和歌山県	69	27	42	40	13	27	29	14	15	12
鳥取県	45	5	40	27	3	24	18	2	16	13
島根県	73	18	55	53	12	41	20	6	14	7
岡山県	211	55	156	125	27	98	86	28	58	22
広島県	294	55	239	198	35	163	96	20	76	66
山口県	161	62	99	108	36	72	53	26	27	40
徳島県	62	23	39	37	14	23	25	9	16	10
香川県	73	10	63	54	7	47	19	3	16	27
愛媛県	115	22	93	58	7	51	57	15	42	18
高知県	53	7	46	34	3	31	19	4	15	6
福岡県	452	73	379	283	38	245	169	35	134	95
佐賀県	59	13	46	41	7	34	18	6	12	11
長崎県	118	38	80	69	19	50	49	19	30	13
熊本県	150	37	113	93	20	73	57	17	40	10
大分県	129	22	107	64	8	56	65	14	51	30
宮崎県	93	29	64	45	9	36	48	20	28	11
鹿児島県	156	24	132	104	12	92	52	12	40	24
沖縄県	70	12	58	48	8	40	22	4	18	16

注. 「不支給決定件数」は、平成17年4月～令和2年3月末までの累計である。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額（令和元年度末）

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,389,876	146,162	32,623,411	56,049
北海道	624,048	136,277	1,501,933	55,095
青森県	141,749	122,081	386,207	53,253
岩手県	168,472	125,914	384,213	56,746
宮城県	277,050	139,163	598,560	55,623
秋田県	147,898	122,488	340,820	55,151
山形県	169,092	123,969	344,550	56,755
福島県	267,544	129,458	544,550	55,988
茨城県	340,956	147,213	773,561	55,607
栃木県	243,050	142,581	521,053	55,761
群馬県	249,866	142,436	539,974	56,989
埼玉県	819,766	157,019	1,762,194	55,509
千葉県	705,930	160,997	1,563,051	55,857
東京都	1,239,326	159,556	2,760,209	54,966
神奈川県	1,000,626	166,546	2,090,693	55,992
新潟県	364,074	131,946	676,736	58,136
富山県	187,180	138,602	316,109	59,669
石川県	168,680	136,291	310,685	58,666
福井県	131,934	134,072	218,824	58,936
山梨県	99,552	138,442	233,751	55,428
長野県	327,505	138,156	615,704	58,647
岐阜県	267,131	144,615	562,899	57,921
静岡県	539,826	146,021	1,030,196	57,745
愛知県	862,393	155,449	1,748,970	56,673
三重県	246,382	146,264	495,895	58,129
滋賀県	182,750	149,282	349,149	57,848
京都府	306,058	147,865	670,357	55,044
大阪府	968,055	152,525	2,091,851	53,988
兵庫県	681,375	155,255	1,432,618	55,910
奈良県	162,885	159,318	388,653	55,562
和歌山県	112,533	141,861	286,421	54,286
鳥取県	90,765	127,009	164,619	58,236
島根県	116,671	127,603	214,525	58,856
岡山県	289,738	140,501	527,980	58,606
広島県	400,245	145,782	755,107	57,896
山口県	217,033	143,599	432,928	57,983
徳島県	109,152	127,314	220,496	55,437
香川県	150,560	138,395	282,956	58,733
愛媛県	188,508	134,776	411,190	56,462
高知県	101,187	126,857	223,439	54,758
福岡県	616,920	140,610	1,260,796	55,115
佐賀県	108,577	127,736	229,610	57,777
長崎県	169,863	132,422	397,789	55,140
熊本県	218,539	126,149	503,215	56,461
大分県	155,979	130,656	342,436	54,988
宮崎県	141,454	122,795	319,184	56,168
鹿児島県	201,050	126,736	471,711	56,415
沖縄県	97,195	124,217	287,021	52,112
その他	12,754	130,137	38,023	29,596

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

参考. 厚生年金保険（被用者年金一元化後）の状況（令和元年度末現在）

この統計は、平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

(1) 適用状況

令和元年度末の厚生年金保険の適用事業所数は 245 万か所となっている。

被保険者数は 4,488 万人（男子 2,760 万人、女子 1,728 万人）、標準報酬月額平均は 32 万円（男子 37 万円、女子 26 万円）となっている（表 52）。

表 52 制度別適用状況（令和元年度末）

	事業所数（千か所）	被保険者数（千人）	標準報酬月額平均（円）
厚生年金保険 計	2,451	44,881	324,302
男子	・	27,597	365,266
女子	・	17,283	258,893
国民年金	・	22,737	・
合計	・	67,617	・
総人口	・	125,930	・
うち20～59歳	・	61,549	・

注 1. 事業所数について、第 1 号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1 事業所としている。また、第 2 号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第 3 号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第 4 号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。

2. 第 1 号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

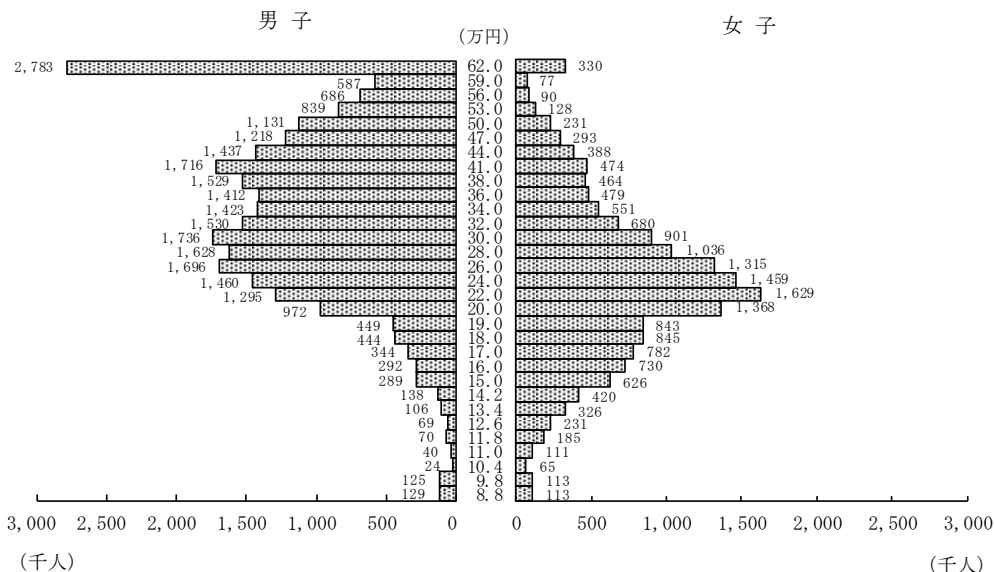
3. 厚生年金保険被保険者数は、第 3 号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。

4. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）、国民年金第 3 号被保険者である。

5. 総人口は翌年度 4 月 1 日現在の総人口（確定値）（総務省統計局人口推計月報）である。

図 30 は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第 31 級（62 万円）が 278 万人と最も多くなっている一方、女子は第 15 級（22 万円）が 163 万人と最も多くなっている。

図 30 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（令和元年度末）



注 1. 第 1 号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

2. 厚生年金保険被保険者数は、第 3 号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険（総括）」の被保険者数とは一致しない。

(2) 受給（権）者数

① 受給者数

令和元年度末における厚生年金保険の受給者数は3,596万人となっている。

新法厚生年金保険の受給者の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,523万人、通算老齢年金が1,377万人、障害年金が43万人、遺族年金が526万人となっている（表53）。

表53 厚生年金保険 受給者数（令和元年度末）

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	15,761	43.8	315	0.9	7	0.0	15,225	42.3	214	0.6
通算老齢年金 ・25年未満	14,075	39.1	241	0.7	1	0.0	13,766	38.3	67	0.2
障 害 年 金	462	1.3	32	0.1	1	0.0	427	1.2	3	0.0
遺 族 年 金	5,640	15.7	289	0.8	11	0.0	5,264	14.6	77	0.2
通算遺族年金	20	0.1	19	0.1	0	0.0	・	・	1	0.0
合 計	35,958	100.0	896	2.5	20	0.1	34,682	96.4	360	1.0

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

4. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

② 受給権者数

令和元年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,791万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,637万人、通算老齢年金が1,486万人、障害年金が65万人、遺族給付が602万人となっている（表54）。

表54 厚生年金保険 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計	老 齢 年 金	通算老齢年金 ・25年未満	障 害 年 金	遺 族 給 付
平成21年度	30,581	13,854	11,180	524	5,022
22	31,982	14,413	11,856	541	5,171
23	33,034	14,840	12,352	553	5,290
24	34,053	15,233	12,862	564	5,393
25	34,555	15,230	13,258	573	5,493
26	35,258	15,422	13,662	584	5,590
27	36,049	15,725	14,048	594	5,681
28	36,467	15,832	14,248	607	5,779
29	37,555	16,162	14,911	621	5,861
30	37,865	16,448	14,832	637	5,947
令和元年度	37,913	16,374	14,863	655	6,022

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

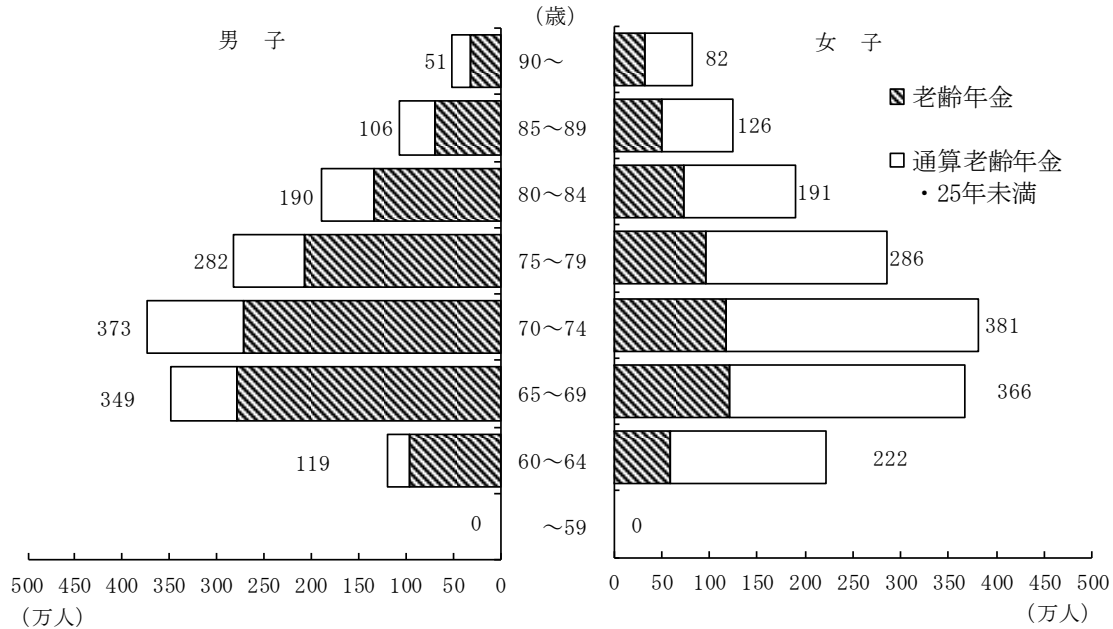
3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

4. 平成29年度以前において、遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。

③ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図31は、令和元年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者3,124万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に70～74歳が最も多い（男子は373万人、女子は381万人）。

図31 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数（令和元年度末）



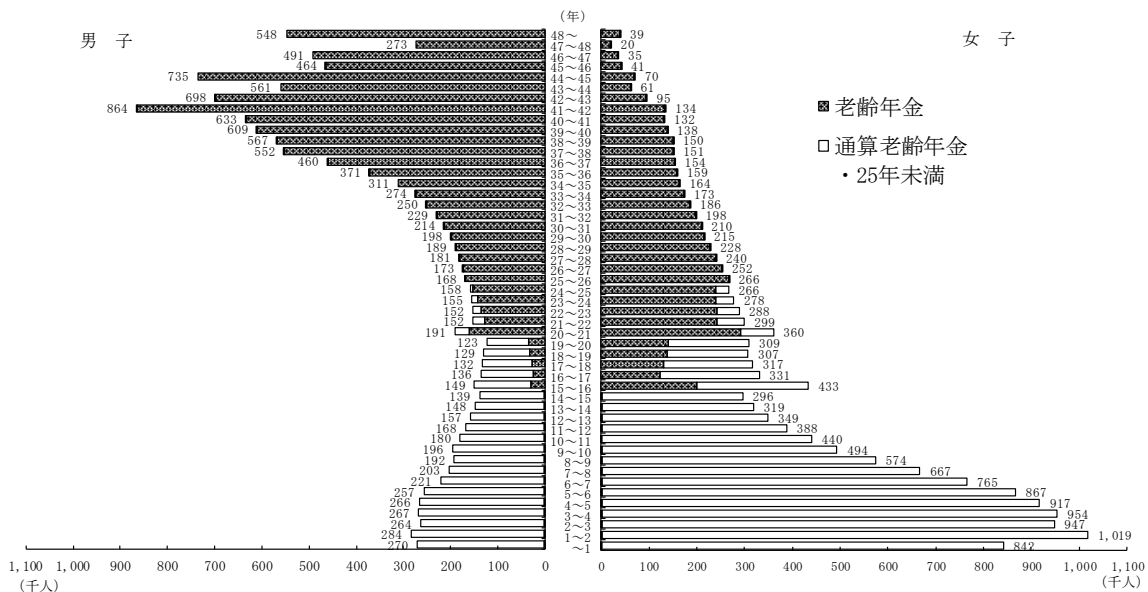
注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

④ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

令和元年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図32のとおりである。

男子では41年以上42年未満が最も多く（86万人）、女子では1年以上2年未満が最も多く（102万人）になっている。

図32 厚生年金保険 老齢給付の被保険者期間別受給権者数（令和元年度末）



注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
 注2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

(3) 年金額

① 年金総額

令和元年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は26兆8,198億円となっている。

新法厚生年金保険の受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆5,476億円、通算老齢年金が2兆3,635億円、障害年金が2,814億円、遺族年金が5兆2,305億円となっている(表55)。

表 55 厚生年金保険 受給者年金総額 (令和元年度末)

	合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	183,865	68.6	5,024	1.9	203	0.1	175,476	65.4	3,161	1.2
通算老齢年金 ・25年未満	24,697	9.2	907	0.3	3	0.0	23,635	8.8	151	0.1
障 害 年 金	3,233	1.2	372	0.1	21	0.0	2,814	1.0	25	0.0
遺 族 年 金	56,350	21.0	2,989	1.1	175	0.1	52,305	19.5	880	0.3
通算遺族年金	54	0.0	51	0.0	1	0.0	・	・	1	0.0
合 計	268,198	100.0	9,344	3.5	404	0.2	254,231	94.8	4,219	1.6

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

3. 平成27年9月以前に受給権の発生した、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該年金の年金総額を計上している。

5. 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

② 平均年金月額

令和元年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万円、通算老齢年金が6万1千円となっている（表56）。

表56 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

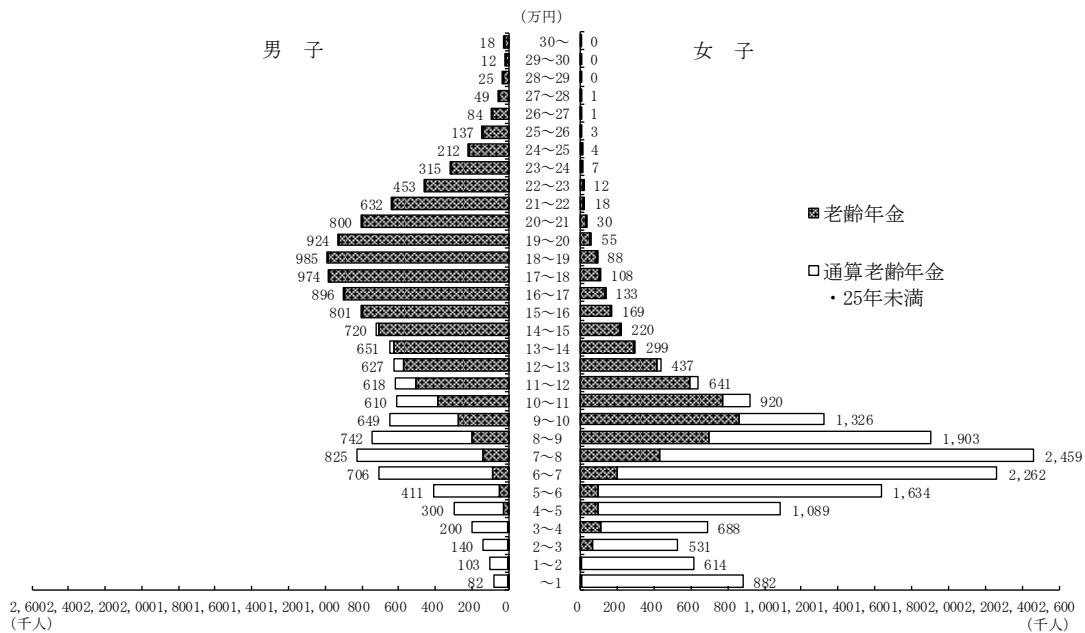
	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成27年度	148,150	157,243	76,476	58,982	102,627	85,228
28	149,053	156,630	76,873	59,675	102,485	84,978
29	148,970	155,951	79,701	59,409	103,086	84,712
30	148,771	155,927	81,833	60,449	103,201	84,485
令和元年度	149,792	155,691	82,062	61,337	103,232	84,314

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
3. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
4. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
5. 平成29年度以前において、遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。
6. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

③ 年金月額階級別受給権者数

令和元年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図33である。男子は、通算老齢年金を中心に7～8万円をピークとする山と、老齢年金の18～19万円をピークとする山に分かれているが、女子では7～8万円がピークとなっている。

図33 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）



- 注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

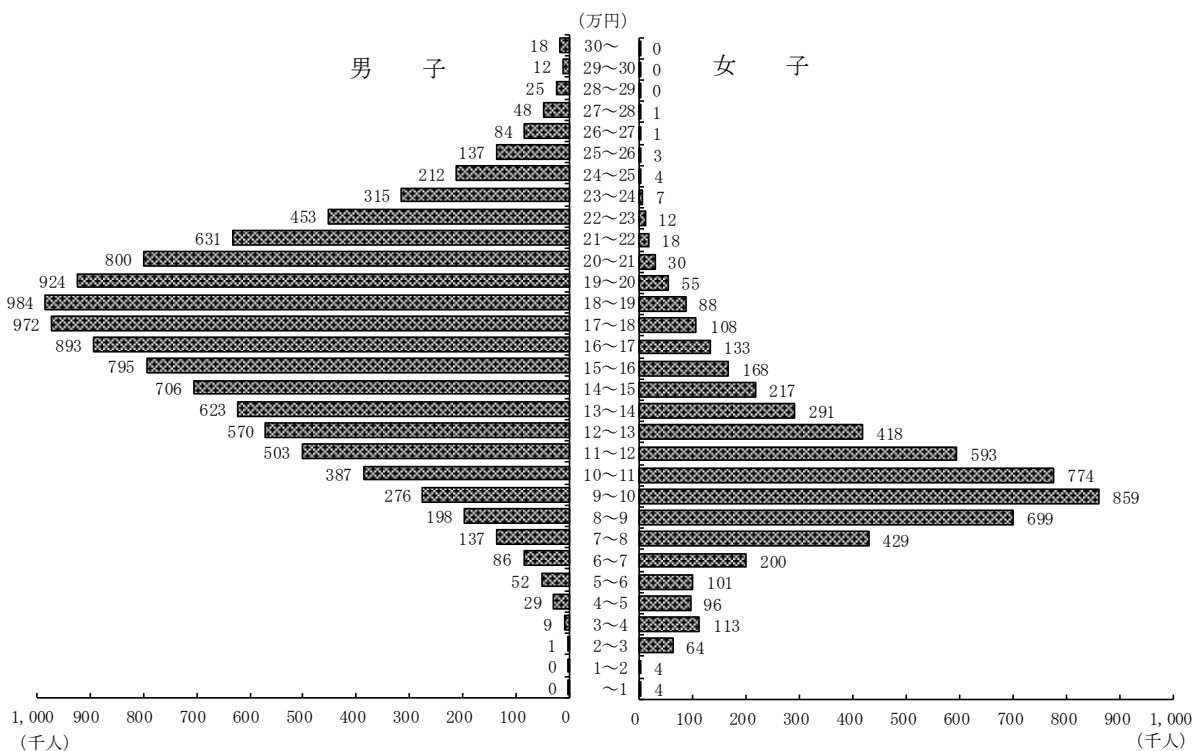
令和元年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表 57、図 34 である。男子は、15～20 万円が男子全体の 42.0%を占めており、より詳細にみると 18～19 万円をピークとする山型となっている。女子は、5～10 万円が 41.7%、10～15 万円が 41.8%と半数近くを占めており、より詳細にみると 9～10 万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表 57 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）

年金月額	合 計		男 子		女 子	
	千人	割合 %	千人	割合 %	千人	割合 %
合 計	16,374	100.0	10,882	100.0	5,492	100.0
万円以上 万円未満						
～ 5	322	2.0	40	0.4	282	5.1
5 ～ 10	3,038	18.6	750	6.9	2,288	41.7
10 ～ 15	5,082	31.0	2,789	25.6	2,293	41.8
15 ～ 20	5,120	31.3	4,568	42.0	552	10.0
20 ～ 25	2,483	15.2	2,411	22.2	72	1.3
25 ～ 30	311	1.9	306	2.8	5	0.1
30 ～	18	0.1	18	0.2	0	0.0
平均年金月額（円）	147,950		168,857		106,524	

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

図34 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数（令和元年度末）



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

④ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 58 は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。令和元年度に分割された件数は3万4千件で、前年度と比べ6百件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は8千7百件で、前年度と比べ1千件増加している。

表58 厚生年金保険 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数 (件)			【参考】
		離婚分割	3号分割のみ	離婚件数 (組)
平成27年度	28,329	24,441	3,888	228,879
28	30,247	24,999	5,248	219,351
29	29,693	23,539	6,154	214,069
30	32,991	25,216	7,775	212,871
令和元年度	33,552	24,820	8,732	213,349

注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。

4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図 35 は令和元年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者（第1号改定者）、納付記録の分割を受けた者（第2号改定者）ともに45～49歳の割合が最も高くなっている。

図35 厚生年金保険 離婚分割者の年齢構成（令和元年度）

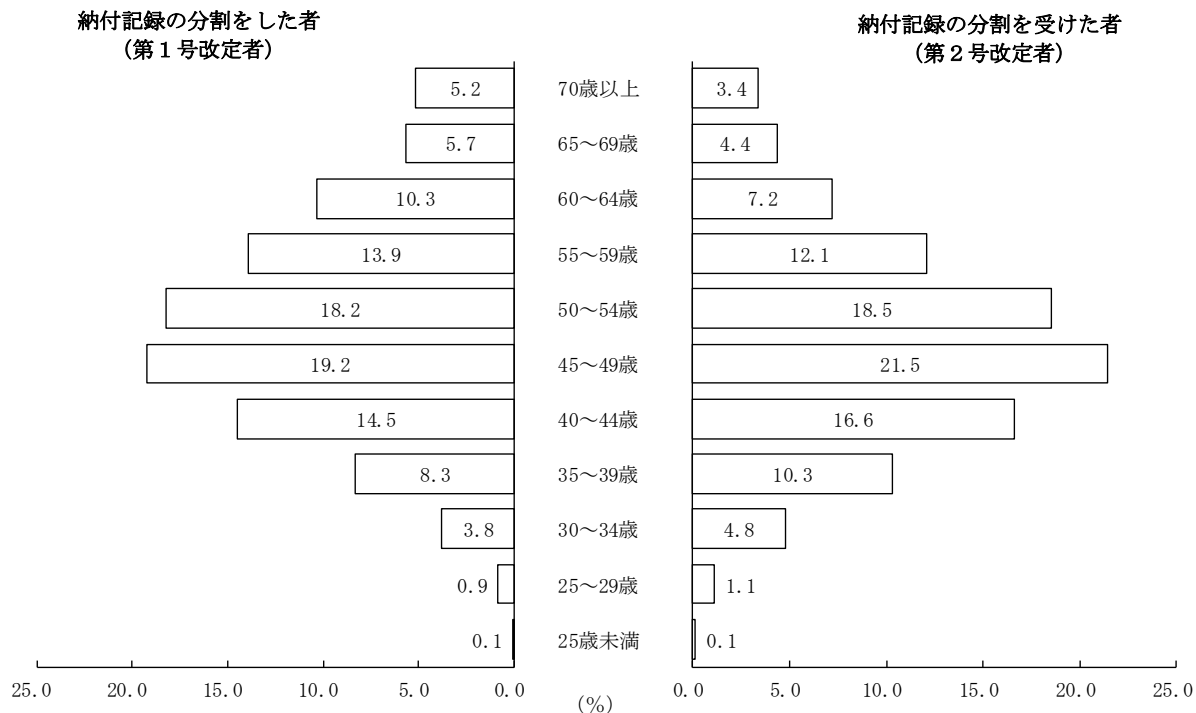


表 59 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。令和元年度では20～25年の割合が19.4%と最も高くなっている。

表59 厚生年金保険 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位：%)

	分割対象期間								
	以上 未満～5年	5年 ～10年	10年 ～15年	15年 ～20年	20年 ～25年	25年 ～30年	30年 ～35年	35年 ～40年	40年～
平成27年度	2.8	11.3	17.9	18.3	16.6	12.9	8.6	5.7	5.9
28	3.2	10.0	17.8	19.3	17.6	13.2	8.5	4.8	5.5
29	3.1	9.1	16.7	19.3	18.0	14.4	9.1	5.0	5.3
30	3.4	8.3	16.1	19.7	18.8	14.6	8.9	4.9	5.3
令和元年度	3.4	8.3	14.6	18.3	19.4	16.0	16.0	5.5	5.5

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 60 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は50%が94.3%とほとんどを占めている。

表60 厚生年金保険 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位：%)

	按分割合					
	以上 未満～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成27年度	0.1	0.1	0.5	1.5	2.3	95.4
28	0.2	0.4	0.8	1.9	2.7	94.1
29	0.2	0.4	0.8	1.8	2.4	94.4
30	0.4	0.5	0.9	1.9	2.2	94.2
令和元年度	0.3	0.7	1.0	1.9	1.8	94.3

注. 3号分割に係る期間を含まない。